

# 函館市スポーツ推進計画（案）

函館市教育委員会



# 目 次

<b>【第1章】</b>	<b>計画の基本的事項</b>	
第1節	計画策定の目的	1
第2節	計画の位置付け	2
第3節	計画期間	2
<b>【第2章】</b>	<b>計画の基本方向</b>	
第1節	スポーツをめぐる国の動向	3
第1項	スポーツ基本法の制定	3
第2項	スポーツ基本計画の策定	3
第2節	計画の基本理念および基本目標	4
第3節	計画の基本方向	4
<b>【第3章】</b>	<b>今後取り組みを進める施策</b>	
	計画の体系図	5
第1節	子どものスポーツ機会の充実	6
第1項	幼少期からの子どもの体力向上の推進	6
第2項	学校体育の充実	7
第3項	運動部活動の充実	7
第4項	地域スポーツ活動への参加促進	8
第2節	ライフステージに応じたスポーツ活動の推進と環境の充実	9
第1項	スポーツによる健康づくりに親しむ意識の啓発	9
第2項	市民だれもが参加できるスポーツ・レクリエーション活動の充実	10
第3項	スポーツ団体および指導者の育成	10
第4項	障がい者のスポーツ活動への参加機会の充実	11
第5項	高齢者の運動機会の充実	11
第6項	スポーツ施設の有効活用	12
第3節	競技スポーツの促進	13
第1項	競技スポーツ指導者の育成と競技力の向上	13
第2項	大規模スポーツ大会・プロスポーツイベントやスポーツ合宿などの誘致	14
第3項	スポーツを通じた地域間交流の促進	14
<b>【資料編】</b>		15



# 第1章 計画の基本的事項

## 第1節 計画策定の目的

---

本市は、1992（平成4）年10月10日の体育の日にスポーツ健康都市宣言を行い、「スポーツと健康づくりを通じて、からだと心を鍛え、活力あふれるまちづくりをめざす」という理念を柱に、スポーツの普及・振興を図ってきました。

2005（平成17）年3月には、スポーツ振興法に基づく、スポーツの振興に関する計画として「函館市スポーツ振興計画」を策定し、市民だれもが生涯を通じ、健康を守り、スポーツに親しむことができ、夢と感動に満ちたスポーツの振興を図るため、中長期的な視野に立ったスポーツ振興施策を展開してきました。

この間、ライフスタイルの多様化や高齢社会の進展にともなう、生涯スポーツや健康づくりへの関心の高まりとともに、スポーツを通じた生きがいづくり、地域の活性化、大規模スポーツ大会やスポーツ合宿の誘致による人的交流など、より多岐にわたる役割がスポーツに求められるようになりました。

このようななか、国においては、2011（平成23）年6月に、日本スポーツの根幹であった「スポーツ振興法」を全部改正した「スポーツ基本法」を制定し、2012（平成24）年3月には、新法に基づくスポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を策定し、我が国における今後のスポーツ推進の基本方針を示したところです。

また、北海道においては、2013（平成25）年3月に、前計画である「第二次北海道スポーツ振興計画」を見直し、「北海道スポーツ推進計画」を策定したところです。

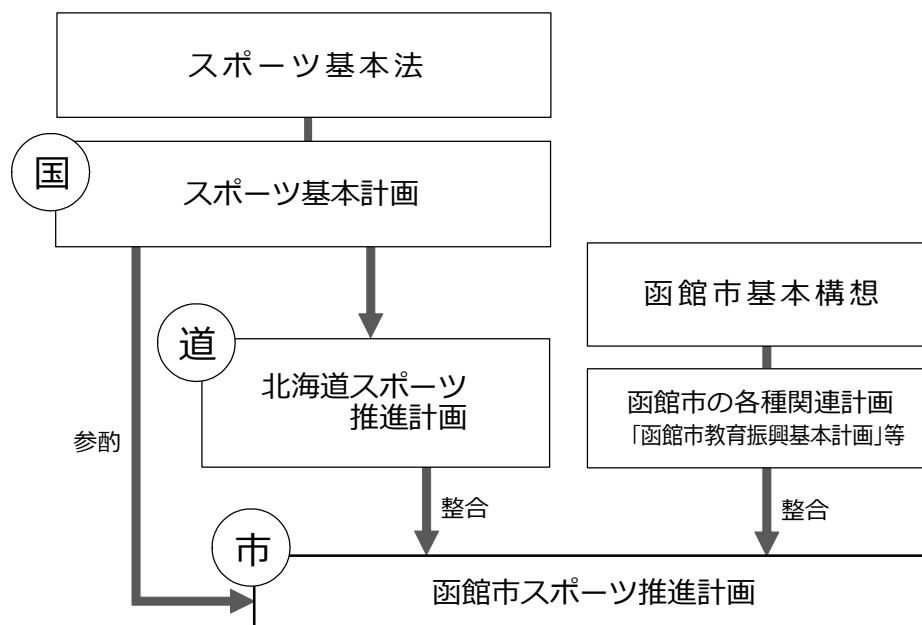
今般、本市においても、スポーツを巡る動きや、国や北海道の計画を踏まえて、「函館市スポーツ振興計画」を見直し、今後の函館市のスポーツ推進の基本的な方向性を示す「函館市スポーツ推進計画」を新たに策定します。



## 第2節 計画の位置付け

---

本計画は、スポーツ基本法第10条に基づく地方スポーツ推進計画として位置付け、「函館市基本構想」ならびに「函館市教育振興基本計画」をはじめとする本市の各種関連計画等との整合を図りながら、今後の本市におけるスポーツに関する施策を推進するための計画として策定するものです。



## 第3節 計画期間

---

本計画は、2018年度から概ね10年間を計画の期間とします。また、計画の推進状況や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討します。

## 第2章 計画の基本方向

### 第1節 スポーツをめぐる国の動向

---

#### 第1項 スポーツ基本法の制定

---

1961（昭和36）年に制定された「スポーツ振興法」が50年ぶりに全部改正され、「スポーツ基本法」が2011（平成23）年6月に制定されました。

スポーツ基本法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利」であるとの考えに立ち、新しい時代におけるスポーツの基本理念を掲げ、国や地方公共団体、スポーツ団体の責務や努力を規定し、互いの連携と協働によって、その実現を図ることとしています。

また、同法において国は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「スポーツ基本計画」を定めることとし、地方公共団体は、国の「スポーツ基本計画」を参酌して、その地方の実情に即した「地方スポーツ推進計画」を定めるよう努めるものと規定されています。

#### 〔スポーツ基本法の基本理念〕

1. 自主的・自律的スポーツ活動の推進
2. 学校、スポーツ団体、家庭、地域の相互連携
3. 人々の交流促進および地域間交流の基盤整備
4. スポーツを行う者の心身の健康の保持増進および安全の確保
5. 障害者が自主的かつ積極的にスポーツ活動を行うことができるよう配慮をしつつ推進
6. 競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携および効果的な実施
7. スポーツを通じた国際相互理解の推進および国際平和への寄与
8. スポーツに対する国民の幅広い理解および支援

#### 第2項 スポーツ基本計画の策定

---

国では、スポーツ基本法の理念を具体化し、今後の国のスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして、2012（平成24）年3月に、2012（平成24）年度から10年間の基本方針と、総合的かつ計画的に取り組むべき5年間の施策を示した「スポーツ基本計画（第1期計画）」を策定しました。

また、2017（平成29）年3月に、後期5年間の施策を示した「第2期スポーツ基本計画」を策定しました。

## 第2節 計画の基本理念および基本目標

---

国の第2期スポーツ基本計画では、スポーツの「楽しさ」、「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、全ての人々が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と絆の強い世界を創ることを中長期的なスポーツ政策の基本方針として掲げています。

スポーツは、市民だれもがそれぞれの体力や年齢、性別、技術、目的などに応じて取り組むことができるものであり、また、スポーツへの関わり方は、スポーツを「する」だけでなく、「観る」ことや「支える(育てる)」ことなど様々な方法があります。

自分にできる範囲で様々な方法によりスポーツに関わっていくことで、健康づくりや体力の保持増進だけではなく、夢や希望、明日へ向けての元気や活力が生まれ、人とのふれあいを通してたくさんの絆が育まれていくものと考えられます。

本市では、市民だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができ、元気や活力に満ち、人とのつながりを育む生涯スポーツ社会の実現をめざして、以下の基本理念を掲げます。

### － 基本理念 －

スポーツでつながろう！  
活力あふれる元気なまち函館

また、基本理念のもと、「健やかな心身を育むスポーツの振興」を基本目標として本計画を推進します。

基本目標： 健やかな心身を育むスポーツの振興

## 第3節 計画の基本方向

---

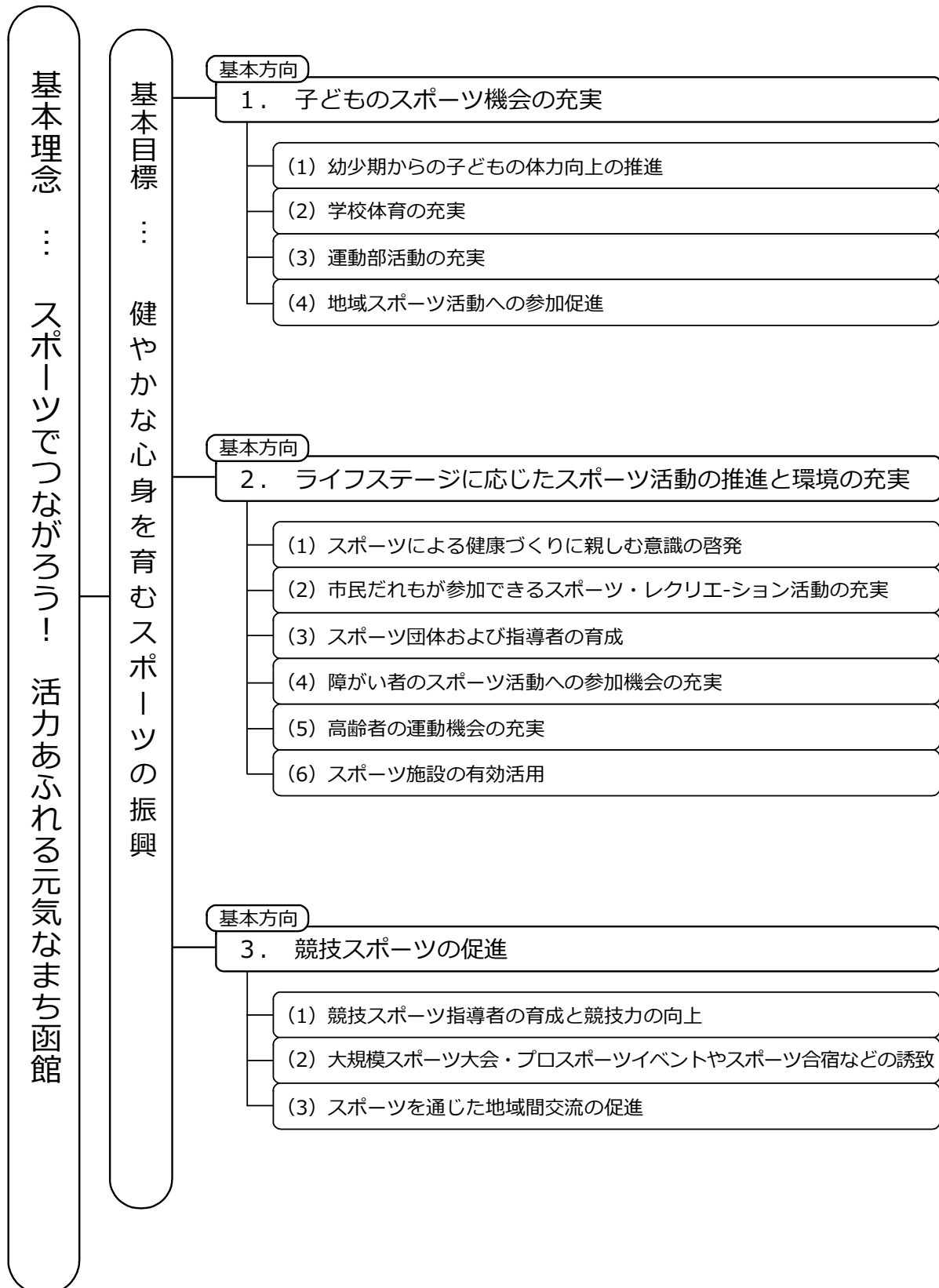
本計画に掲げた基本目標の実現を図るため、次の3つを計画の基本方向とし、各種取り組みを展開していきます。

1. 子どものスポーツ機会の充実
2. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進と環境の充実
3. 競技スポーツの促進



### 第3章 今後取り組みを進める施策

#### 計画の体系図



## 第1節 子どものスポーツ機会の充実

---

### 〔 現状と課題 〕

近年、都市化による遊び場の減少や少子化による遊び仲間の減少、習い事の多様化やインターネットなどの普及により、子どもたちの外遊びやスポーツ活動の時間が減少しています。

子どもにとってスポーツは、生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力の基礎を培うとともに、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど人間形成に重要な役割を果たすものです。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果によると、本市においては、「運動が好きである」、「体育科・保健体育科の授業が楽しい」と回答した児童生徒の割合は全国平均を上回る傾向にある一方で、体力は握力などの一部の項目を除き全国平均を下回る傾向にあります。

子どものうちに望ましい運動習慣を身に付け、継続的にスポーツに取り組むことは、生涯にわたり健康を維持し、健やかな人生を送ることに結びつくものと考えられます。

このようななか、幼少期から体を動かすことの楽しさや大切さを理解するため、様々なスポーツに触れる機会の充実を図る必要があります。

また、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する上で、学校教育の役割は重要であり、教科としての体育科・保健体育科や特別活動、運動部活動などの充実を図る必要があります。

### 第1項 幼少期からの子どもの体力向上の推進

---

#### 1. 今後の方向

---

生涯にわたりスポーツに親しむ基礎づくりとして、地域のスポーツ団体などの協力を得て、子どもたちが幼少期から様々なスポーツの楽しさや魅力を体験する機会の充実に努めます。

#### 2. 主な取り組み

---

- 幼児や低学年を対象としたスポーツ教室やスポーツ体験会等の充実
- 親子でスポーツに親しむ機会の充実
- 子どもの体力向上のための情報提供や広報活動の充実

## 第2項 学校体育の充実

### 1. 今後の方向

学校教育においては、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する観点から、教科としての体育科・保健体育科において基礎的な身体能力の育成を図るとともに、運動会、遠足、集会などの特別活動や運動部活動などの教育課程外の教育活動を相互に関連させながら、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校教育活動全体を通じて体力の向上や健康の増進に努めます。

### 2. 主な取り組み

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえた改善方策の検討
- 教職員の研修や研究指定に関する取り組みの充実
- 家庭、地域、関係機関との連携

## 第3項 運動部活動の充実

### 1. 今後の方向

運動部活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦するなかで、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動です。したがって、生徒が積極的に運動部活動に参加できるよう配慮するとともに、一人ひとりの能力等に応じた技能や記録の向上が図られ、互いに協力して友情を深めるなど好ましい人間関係が育成されるよう努めます。

また、こうした取り組みの充実のため、専門的知識・技術を有する外部指導者の活用やスポーツ団体との連携を図りながら運動部活動の支援に努めます。

### 2. 主な取り組み

- 外部指導者の活用
- スポーツ団体等との連携
- 競技団体が主催する大会や教室等への参加促進
- 中学校体育大会への参加支援

## 第4項 地域スポーツ活動への参加促進

### 1. 今後の方向

子どもが体を動かすことの楽しさや大切さを理解し、自ら進んで体を動かす習慣を身に付けるためには、子どもがスポーツ活動に参加できる環境づくりが大切です。

このため、地域における子どもの身近な活動の場となるスポーツ少年団やスポーツクラブなどの活動への支援に努めるとともに、参加を促進します。

また、クラブ活動や部活動に参加していない子どもや、複数のスポーツ種目に取り組みたい子どものスポーツ活動の場となる総合型地域スポーツクラブへの参加を促進します。

### 2. 主な取り組み

- 函館市スポーツ少年団への運営支援
- スポーツ少年団等への参加促進
- スポーツ少年団等の活動情報の提供
- 総合型地域スポーツクラブへの参加促進

## 第2節 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進と環境の充実

---

### 〔 現状と課題 〕

心身ともに健康で充実した生活を営むためには、市民だれもがそれぞれの体力や年齢、性別、技術、目的などに応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツ活動に取り組むことのできる生涯スポーツ社会の実現が求められています。

近年、スポーツや健康づくりへの関心が高まるなかで、本市においては、気軽に取り組めるウォーキングや体操をはじめ市民が多様なスポーツに親しんでいます。

しかしながら、2013（平成25）年に実施した市民のスポーツ活動についてのアンケート調査結果によると、週1回以上スポーツをすると回答した人は約3割であった一方で、「忙しくて時間がない」や「年齢が高い」などの理由から、ほとんどしないと回答した人は約5割となっています。

国が2016（平成28）年に実施した「スポーツの実施状況等に関する世論調査」では、成人で週1回以上運動・スポーツを行うと回答した人は約4割となっており、本市のスポーツの実施頻度は全国と比較しても低い状況にあります。

このようななか、市民がスポーツや健康づくりに関心を持ち、いつでも気軽にスポーツに親しむことができるスポーツ・レクリエーション活動の充実や、スポーツ団体、指導者の育成、スポーツ施設の有効活用など、スポーツ環境の充実が求められています。

また、本市出身選手の活躍などにより、障がい者スポーツへの関心が高まっていますが、障がい者がそれぞれの障がいの種別や程度に応じたスポーツ活動に親しめる環境の充実に取り組む必要があります。

さらには、高齢者がそれぞれの体力や健康状態に応じて、気軽に運動に親しむことができるような環境づくりに努める必要があります。

### 第1項 スポーツによる健康づくりに親しむ意識の啓発

#### 1. 今後の方向

スポーツによる健康づくりへの関心を高めるため、地域の関係機関と連携を図りながら、広報活動や各種教室などの開催を通じ、健康の保持増進に関わるスポーツの重要性について、意識の啓発に努めます。

#### 2. 主な取り組み

- 健康づくりのための情報提供や広報活動の充実
- 関係機関と連携したスポーツに関わる相談体制の充実
- 健康づくりのための各種教室等の充実
- 関係団体と連携した体力テスト等の活用促進

## 第2項 市民だれもが参加できるスポーツ・レクリエーション活動の充実

### 1. 今後の方向

市民だれもがそれぞれの体力や年齢，性別，技術，目的などに応じて，日常的に多様なスポーツに親しむことができるよう，スポーツ団体や関係機関と連携しながら，各種スポーツ教室やイベントなどの開催を促進し，スポーツ・レクリエーション活動の充実に努めます。

### 2. 主な取り組み

- ウォーキングやランニング，水泳等，身近に楽しめるスポーツ教室やイベントの充実
- ニュースポーツの普及・振興
- 海水浴やスケート，スキー等アウトドアスポーツの振興
- 各種地域交流大会や交流事業の充実

## 第3項 スポーツ団体および指導者の育成

### 1. 今後の方向

スポーツ教室やイベント，講演会などを主催するスポーツ団体の活動支援や，身近な地域で幅広い世代が様々な種目やレベルに応じて参加することができる総合型地域スポーツクラブの育成や支援に努めます。

また，市民だれもがスポーツに気軽に親しめるよう，実技指導やわかりやすいスポーツ理論の助言を行う地域に根ざしたスポーツ指導者の育成に努めます。

### 2. 主な取り組み

- スポーツ団体の活動支援
- 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- 函館市スポーツ推進委員，函館市地域スポーツ指導員の育成
- スポーツ・レクリエーション活動の振興に功績のあった者に対する顕彰

## 第4項 障がい者のスポーツ活動への参加機会の充実

### 1. 今後の方向

障がい者が、それぞれの障がいの種別や程度に応じたスポーツ活動に取り組むことができるよう、地域の関係団体などと連携し、障がい者スポーツ教室の開催の充実に努めるとともに、障がい者スポーツ大会の開催や参加を支援するほか、障がい者スポーツの専門的な知識を有する指導者の育成を図るなど、障がい者のスポーツ活動への参加機会の充実に努めます。

### 2. 主な取り組み

- 障がい者スポーツ活動の普及・啓発
- 障がい者スポーツ教室の充実
- 障がい者スポーツ団体・サークルへの支援
- 障がい者スポーツ大会の開催・参加支援
- 障がい者スポーツ指導者の育成支援

## 第5項 高齢者の運動機会の充実

### 1. 今後の方向

高齢者が、それぞれの健康状態を維持増進し、自立した生活を営むことができるよう、関係機関などと連携し、健康体操の普及や高齢者が気軽に参加できるイベントの開催など、高齢者の健康づくりのための運動機会の充実に努めます。

### 2. 主な取り組み

- 高齢者を対象とした各種教室の充実
- 高齢者を対象とした健康体操の普及
- 高齢者が気軽に参加できるイベントの充実
- 高齢者が気軽に取り組めるウォーキングやニュースポーツ等の普及・振興

## 第6項 スポーツ施設の有効活用

### 1. 今後の方向

スポーツ活動を推進していくためには、スポーツ活動に取り組む環境の充実が重要であることから、スポーツ施設の効果的・効率的な管理運営に努めます。

また、市立小・中学校の施設を活用したスポーツ開放を行うとともに、スポーツ施設に係る情報提供に努め、市民が身近で気軽に活用できるスポーツ活動の場を確保するほか、大規模スポーツ大会の開催時には、スポーツ施設の利用に関わり近隣市町との協力を図るなど、利用しやすいスポーツ環境の充実に努めます。

### 2. 主な取り組み

- スポーツ施設の効果的・効率的な管理運営
- スポーツ施設の情報提供
- 小・中学校の施設を活用したスポーツ開放の実施
- スポーツ施設の利用に関わる近隣市町との協力



### 〔 現状と課題 〕

本市における競技スポーツは、1907（明治40）年に我が国初の社会人野球のクラブチームである函館大洋（オーシャン）倶楽部が結成されたほか、大正から昭和初期にかけては、サッカー、陸上競技、ラグビー、スキー、スケートなどの競技団体が相次いで設立されるとともに、1927（昭和2）年には道内で最初に体育協会が設立され、全国的にも古くからの歴史と伝統を有しています。

今日においても、全国大会などで好成績をあげるチームや選手を輩出し、北海道を代表する実力を発揮している競技団体も数多くあります。

また、地域を代表する選手が全国などの大きな舞台で活躍する姿は、市民に夢と感動を与え、地域に誇りと連帯感をもたらし、活力あふれるまちづくりを推進していくうえでも大きな意義を持つものです。

しかし、一方では指導者の確保や少子化による競技人口の減少が課題となっており、競技力の低下が懸念されています。

このようななか、函館市体育協会や競技団体と連携し、各種競技スポーツの指導者の育成や指導体制の確立に取り組むとともに、大規模スポーツ大会やプロスポーツイベント、スポーツ合宿の誘致、スポーツを通じた地域間交流を促進し、競技人口の拡大や競技力の向上に努めていく必要があります。

### 第1項 競技スポーツ指導者の育成と競技力の向上

---

#### 1. 今後の方向

---

函館市体育協会や競技団体と連携を図り、競技者の発達の段階や技術水準に応じ最適な指導を行う高度な専門的知識を有する指導者の育成に努めます。

また、全国大会等への参加支援などにより競技力の向上に努めます。

#### 2. 主な取り組み

---

- 競技スポーツ指導者の育成支援
- 函館市体育協会や競技団体との連携による指導体制の充実
- 全国規模の競技大会への参加支援
- 函館市体育協会等への運営支援
- 競技団体における強化合宿の充実
- 成績優秀者やスポーツの振興に功績のあった者に対する顕彰
- 競技団体に関わる情報提供

## 第2項 大規模スポーツ大会・プロスポーツイベントやスポーツ合宿などの誘致

### 1. 今後の方向

トップレベルのプレーを観戦することや地元のスポーツチームの応援をすることは、観るものに大きな感動をもたらし、スポーツへの興味・関心および参加意欲を高め、競技人口の拡大にもつながることから、全国レベルの大規模スポーツ大会やプロスポーツイベントなどの一層の誘致に努めます。

また、本市でのスポーツ合宿の実施は、合宿団体と地元競技団体との合同練習や交流試合など、技術交流による競技力の向上が期待されることから、引き続きスポーツ合宿の誘致に取り組みます。

### 2. 主な取り組み

- 大規模スポーツ大会，プロスポーツイベントの誘致・支援
- 高校・大学・実業団等のスポーツ合宿の誘致・支援
- ホームページ等によるスポーツ施設や宿泊施設など誘致関連情報の発信

## 第3項 スポーツを通じた地域間交流の促進

### 1. 今後の方向

スポーツを通じた海外などを含めた地域間交流は、スポーツの普及・発展や地元の競技団体の競技力向上に寄与することはもとより、相互理解や友好親善の促進に大きな役割を果たすことから、国内の競技団体のみならず、本市と姉妹都市を提携している各都市をはじめ、海外の競技団体とのスポーツ交流を促進します。

### 2. 主な取り組み

- 国内，海外の競技団体との交流試合の促進
- 国内，海外の指導者の招聘による技術交流の促進

---

## 資料編

---

1	スポーツを取り巻く本市の現状	16
(1)	本市のスポーツについて	16
(2)	公共スポーツ施設の利用状況	17
(3)	学校開放事業の実施状況	19
(4)	中学校での運動部活動参加生徒数の推移	19
(5)	高等学校等での運動部活動加入者数の推移	19
(6)	子どもの体力の現状	20
(7)	成人のスポーツ実施状況	22
(8)	スポーツ・レクリエーション団体の活動状況	31
(9)	スポーツ大会・イベント、スポーツ合宿の状況	38
(10)	函館市体育協会の活動状況	40
(11)	函館市スポーツ少年団の活動状況	40
(12)	総合型地域スポーツクラブの活動状況	41
(13)	函館市スポーツ推進委員の活動状況	42
(14)	函館市地域スポーツ指導員の活動状況	42
2	スポーツ健康都市宣言	43
3	スポーツ基本法（抜粋）	44
4	スポーツ基本計画の概要	46
5	函館市スポーツ振興審議会委員名簿，審議会条例・規則	48
6	市民のスポーツ活動に関するアンケート調査結果の概要・調査票	50
7	スポーツ・レクリエーション団体活動状況調査の概要・調査票	54
8	函館市のスポーツ・レクリエーション施設の概要	59

## スポーツを取り巻く本市の現状

### (1) 本市のスポーツについて

本市は、日本最初の貿易港の一つとして海外に門戸を開き、いち早く西洋の文化を取り入れ、様々なスポーツが生きづくまちとして発展を遂げてきました。

1907（明治40）年には、日本最初の野球のクラブチームである「函館太洋（オーシャン）倶楽部」が結成され、大正から昭和初期にかけては、サッカー、陸上競技、ラグビー、スキー、スケートなどの競技団体が相次いで設立されました。

1927（昭和2）年には北海道体育協会発足に先んじて、函館市体育協会が誕生するなど、各種の競技スポーツ団体が早くから様々な活動を開始しており、東京オリンピックが開催された1964（昭和39）年には、青森・函館地域交流事業として青函対抗体育大会が初めて開催され、1968（昭和43）年には青少年の健全育成を目指す団体として函館市スポーツ少年団が結成されたほか、1971（昭和46）年には函館市民プール、1975（昭和50）年には函館市民体育館が、函館市の地域スポーツの拠点施設として開館しました。

また、1988（昭和63）年には全国レクリエーション大会、1989（平成元）年には国民体育大会（はまなす国体）が本市で開催され、1992（平成4）年には、市民のスポーツと健康づくりを通じた活力あふれるまちづくりを目指し「スポーツ健康都市」を宣言し、1993（平成5）年から函館市スポーツ賞や指導者育成事業などスポーツ振興に関わる各種の事業を開始しています。

1994（平成6）年にはオーシャンスタジアム（千代台公園野球場）、1999（平成11）年には千代台公園陸上競技場の全面改修を行い、2005（平成17）年には「函館市スポーツ振興計画」を策定し、生涯スポーツの振興、競技スポーツの振興、学校体育・スポーツの充実、障がい者スポーツの振興、スポーツ・レクリエーション施設の整備・活用を柱に各種スポーツ振興施策を展開してきました。

2015（平成27）年8月には、長年にわたり市民のスポーツ活動を支えてきた函館市民体育館に代わる新たなスポーツ拠点施設として「函館アリーナ」と、サッカー、ラグビーなどに利用可能な多目的グラウンドとして「函館フットボールパーク」を旧函館北高校跡地に整備したほか、それまで25回開催してきた「函館ハーフマラソン」を、2016（平成28）年の北海道新幹線開業を機に、フルマラソンとハーフマラソンを同時開催する「函館マラソン」に発展させ実施しました。

## (2) 公共スポーツ施設の利用状況

2016（平成28）年度の屋外スポーツ施設の利用者数は、千代台公園陸上競技場が104,494人で最も多く、次いで函館フットボールパークが93,056人、千代台公園庭球場が58,131人となっています。

また、2016（平成28）年度の屋内スポーツ施設の利用者数は、函館アリーナが424,889人で最も多く、次いで函館市民プールが129,439人となっています。

近年、本市の公共スポーツ施設全体の利用者は、減少傾向にありましたが、2015（平成27）年8月の函館アリーナ、函館フットボールパークのオープンにより、2016（平成28）年度には年間100万人を超えています。



[函館アリーナ]



[函館フットボールパーク]

## 公共スポーツ施設の利用状況一覧

(単位：人)

施設名	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
千代台公園陸上競技場	92,502	95,417	100,170	103,760	111,630	103,125	121,671	111,112	121,756	104,494
千代台公園野球場	75,365	83,480	77,351	82,226	80,408	77,052	53,107	50,827	36,233	42,537
函館八幡宮外苑野球場	6,403	8,542	9,702	6,853	6,922	6,504	6,979	6,322	—	—
新川公園野球場	9,522	11,921	11,910	11,711	11,609	11,888	12,919	10,841	11,483	12,284
根崎公園野球場	11,957	12,967	13,626	13,618	12,137	13,218	12,564	12,473	13,455	14,086
西桔梗野球場	5,312	11,910	13,492	11,764	14,362	13,744	12,730	11,760	11,782	12,130
根崎公園少年運動広場	5,155	5,730	6,020	5,630	6,310	4,691	3,870	3,680	4,440	4,280
戸井運動広場	7,933	8,600	6,666	6,307	6,919	6,371	5,992	5,779	614	1,884
恵山運動広場	1,022	1,671	1,491	1,096	667	1,018	649	322	298	1,270
南茅部運動広場	7,189	6,386	6,217	8,896	11,162	7,466	7,472	5,597	5,019	5,282
函館フットボールパーク (旧：日吉サッカー場)	17,112	16,290	12,481	13,097	13,514	13,118	12,921	14,087	47,988	93,056
根崎公園ラグビー場	2,690	3,460	2,820	3,280	3,265	4,780	8,150	10,406	8,480	10,000
青柳市民庭球場	4,635	5,016	5,090	7,293	5,967	5,925	4,441	4,269	6,071	6,836
千代台公園庭球場	66,633	68,994	64,600	60,811	60,368	66,909	58,698	59,082	63,330	58,131
NHK広場テニスコート	1,274	725	1,029	1,145	809	1,365	1,579	880	1,027	780
函館フットボールパーク テニスコート (旧：日吉市民庭球場)	3,814	3,744	3,281	4,705	3,788	4,179	3,671	3,837	3,816	3,588
南茅部市民庭球場	415	354	190	85	117	73	35	80	59	58
函館アリーナ (旧：函館市民体育館)	223,414	230,824	212,611	219,756	225,571	219,004	201,484	144,403	243,851	424,889
恵山総合体育館	7,522	9,272	8,400	5,885	4,779	4,092	4,127	6,661	4,620	4,661
南茅部スポーツセンター	18,863	19,939	20,299	16,468	18,210	18,692	15,574	15,186	16,254	12,764
函館市民プール	137,778	125,798	121,798	123,683	122,049	125,906	124,513	127,590	127,271	129,439
恵山プール	1,755	1,903	1,824	1,924	1,566	1,637	1,253	1,052	651	670
南茅部プール	8,341	8,200	7,707	8,210	7,592	7,034	7,454	8,066	9,347	8,281
千代台公園弓道場	11,606	11,988	12,420	12,188	12,850	11,768	11,178	11,135	9,507	9,482
根崎公園アーチェリー場	1,225	1,220	1,432	1,146	1,134	1,195	1,140	1,171	1,173	1,173
湯川海水浴場	30,818	28,106	30,339	35,794	31,846	31,367	20,469	18,937	19,932	—
入舟町前浜海水浴場	3,714	2,986	1,681	1,841	2,294	2,954	2,793	2,617	2,652	6,415
白尻スキー場	3,991	3,369	3,258	3,267	2,764	2,754	2,865	911	1,479	1,770
函館市民スケート場	34,755	34,600	37,489	36,840	36,980	32,123	34,990	35,345	32,038	32,038
計	802,715	823,412	795,394	809,279	817,589	799,952	755,288	684,428	804,626	1,002,278

※ 函館八幡宮外苑野球場は平成26年度で廃止

※ 函館市湯川海水浴場は平成27年度で廃止

### (3) 学校開放事業の実施状況

本市では、地域住民のスポーツの振興を図ることを目的とし、学校施設を学校教育に支障のない範囲で、市民のスポーツ活動等に開放しています。

学校体育館の開放状況については、市立学校71校のうち53校において開放し、開放率は74.6%となっています。

学校体育館の開放状況（小・中・高）

区 分	施設保有校数（校）	開放学校数（校）	開放率（%）
全 国	30,700	26,479	86.3
北 海 道	1,678	1,313	78.2
函 館 市	71	53	74.6

※ 全 国：平成27年度「体育・スポーツ施設現況調査」（文部科学省）より  
 北海道：平成28年度「道民のスポーツ」（北海道環境生活部）より  
 函館市：平成28年度

### (4) 中学校での運動部活動参加生徒数の推移

2016（平成28）年度における中学校での運動部活動の参加率は、本市は49.6%、北海道では54.7%となっています。

年 度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
北 海 道	参加生徒数（人）	78,867	77,491	75,832	74,673	73,398
	生徒総数（人）	140,523	138,368	136,122	135,524	134,282
	参加率（%）	56.1	56.0	55.7	55.1	54.7
函 館 市	参加生徒数（人）	3,811	3,641	3,478	3,258	3,108
	生徒総数（人）	7,047	6,849	6,689	6,408	6,261
	参加率（%）	54.1	53.2	52.0	50.8	49.6

※ 「部活動参加生徒に関する資料（平成24年度～平成28年度）（北海道中学校体育連盟）」より

### (5) 高等学校等での運動部活動加入者数の推移

2016（平成28）年度における高等学校、高等専門学校での運動部活動の加入率は、北海道高等学校体育連盟の函館支部では48.1%、北海道では47.0%となっています。

年 度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
北 海 道	加入者数（人）	59,922	60,688	61,070	60,242	59,980
	生徒総数（人）	136,584	133,332	132,644	129,062	127,607
	加入率（%）	43.9	45.5	46.0	46.7	47.0
函 館 支 部	加入者数（人）	5,217	5,169	5,316	5,335	5,238
	生徒総数（人）	11,775	11,529	11,570	11,277	10,882
	加入率（%）	44.3	44.8	45.9	47.3	48.1

※ 「運動部活動状況調査（平成24年度～平成28年度）（北海道高等学校体育連盟）」より（全日制のみ）  
 「函館支部」には、函館市のほか渡島・松山管内の高等学校、高等専門学校を含む

## (6) 子どもの体力の現状

2016（平成28）年度に、国が全国の小中学生を対象に実施した「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における結果では、本市の小中学生の体力は、各項目の体力合計点において、小学校男子が全国平均と同程度、小学校女子と中学校男子は全国平均をやや下回り、中学校女子は全国平均を下回る結果となっています。

各項目においては、小学校では男女ともに握力とソフトボール投げ、中学校では男子の握力と立ち幅とびで全国平均を上回りましたが、それ以外は全国平均を下回る結果となっています。

※ 体力合計点 … 8種目の体力テストの成績を1点から10点に得点化して総和した体力テストの合計得点

### 〔調査の対象学年〕

国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒

- ・小学校第5学年，特別支援学校小学部第5学年，義務教育学校前期課程第5学年
- ・中学校第2学年，中等教育学校第2学年，特別支援学校中学部第2学年，義務教育学校後期課程第2学年

### 〔調査の内容〕

#### ① 児童生徒に対する調査

ア 実技に関する調査 測定方法等は新体力テストと同様

[小学校8種目] 握力，上体起こし，長座体前屈，反復横とび，20mシャトルラン，50m走，立ち幅とび，ソフトボール投げ

[中学校8種目] 握力，上体起こし，長座体前屈，反復横とび，持久走(男子1500m,女子1000m)，20mシャトルラン，50m走，立ち幅とび，ハンドボール投げ

※ 持久走か20mシャトルランのどちらかを選択して実施

イ 質問紙調査 運動習慣，生活習慣等に関する質問紙調査

#### ② 学校に対する質問紙調査

子どもの体力・運動能力等の向上等に係る取組等に関する質問紙調査

〔調査の方法〕 悉皆調査

〔調査実施期間〕 平成28年4月から7月末まで



〔調査結果の概要〕

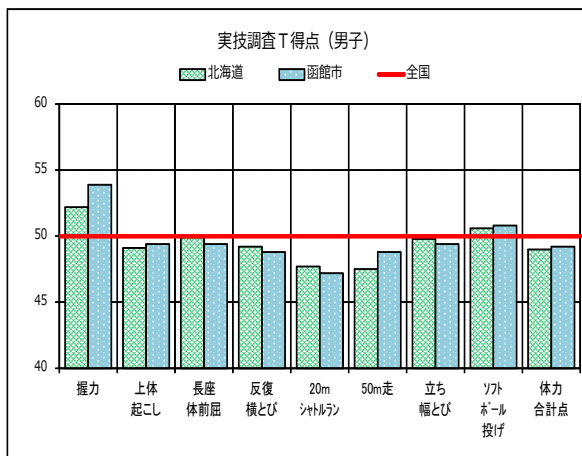
【体力合計点（T得点）】

※ T得点 … 全国平均に対する相対的な位置を表す数字（全国を50とした場合の偏差値）

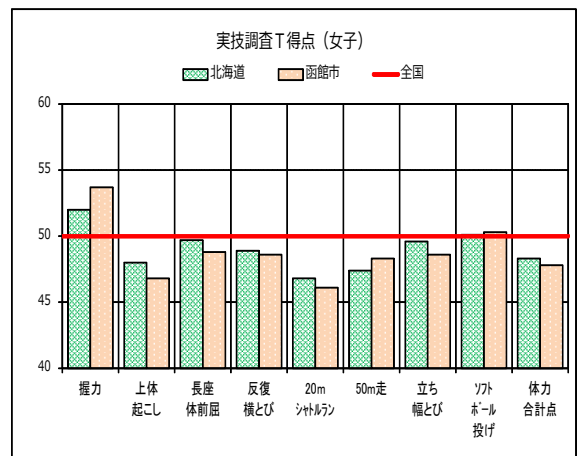
	男子	女子
函館市小学校	49.2	47.8
函館市中学校	47.3	45.8

【小学校】

〈男子〉

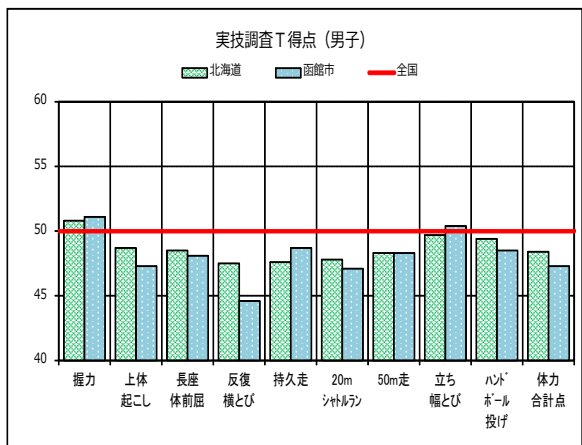


〈女子〉

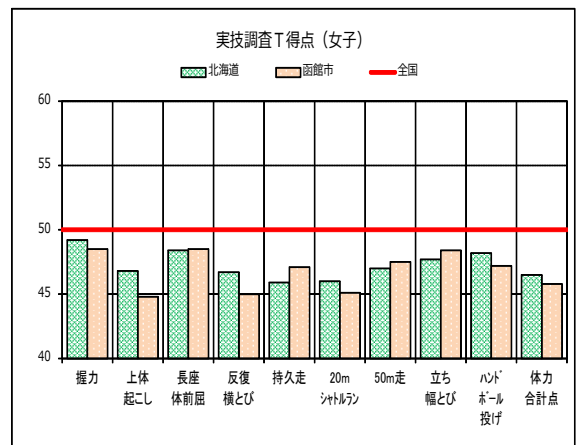


【中学校】

〈男子〉



〈女子〉



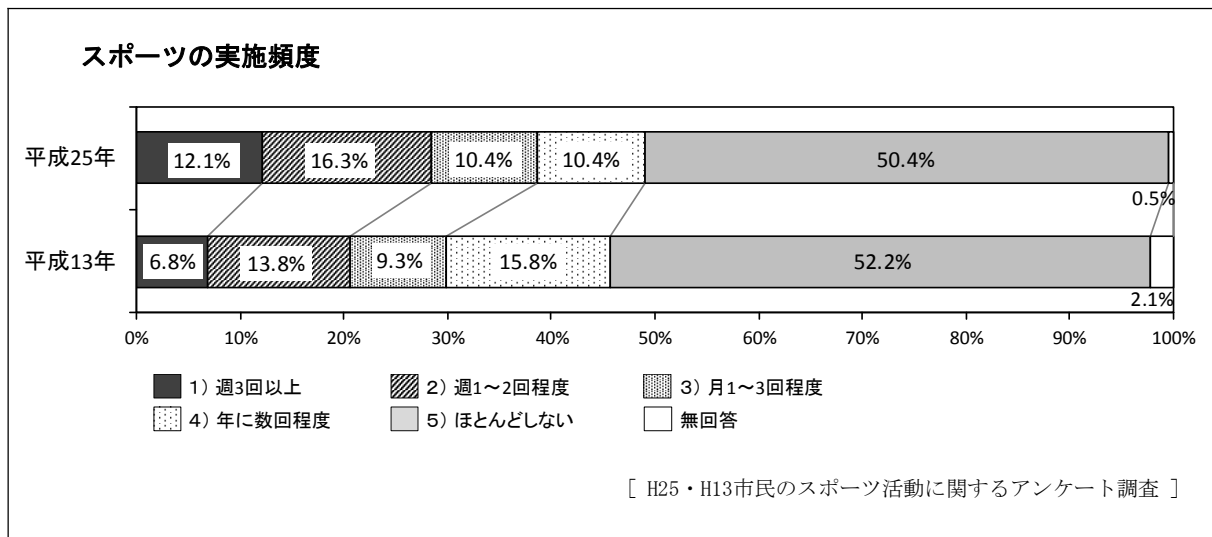
## (7) 成人のスポーツ実施状況

本計画策定の基礎資料とすることを目的として、市民のスポーツ活動の現状やスポーツ振興についての意識動向を把握するため、2013（平成25）年度に市民アンケート調査を実施し、2001（平成13）年度に実施したアンケート調査結果との比較を行いました（調査概要および調査票については「資料6」（P50）参照）。

### ア スポーツの実施頻度（現在どの程度スポーツを行っているか）

スポーツの実施頻度については、「ほとんどしない」（50.4%）が前回同様に最も多く、次いで「週1～2回程度」（16.3%）、「週3回以上」（12.1%）の順となっています。

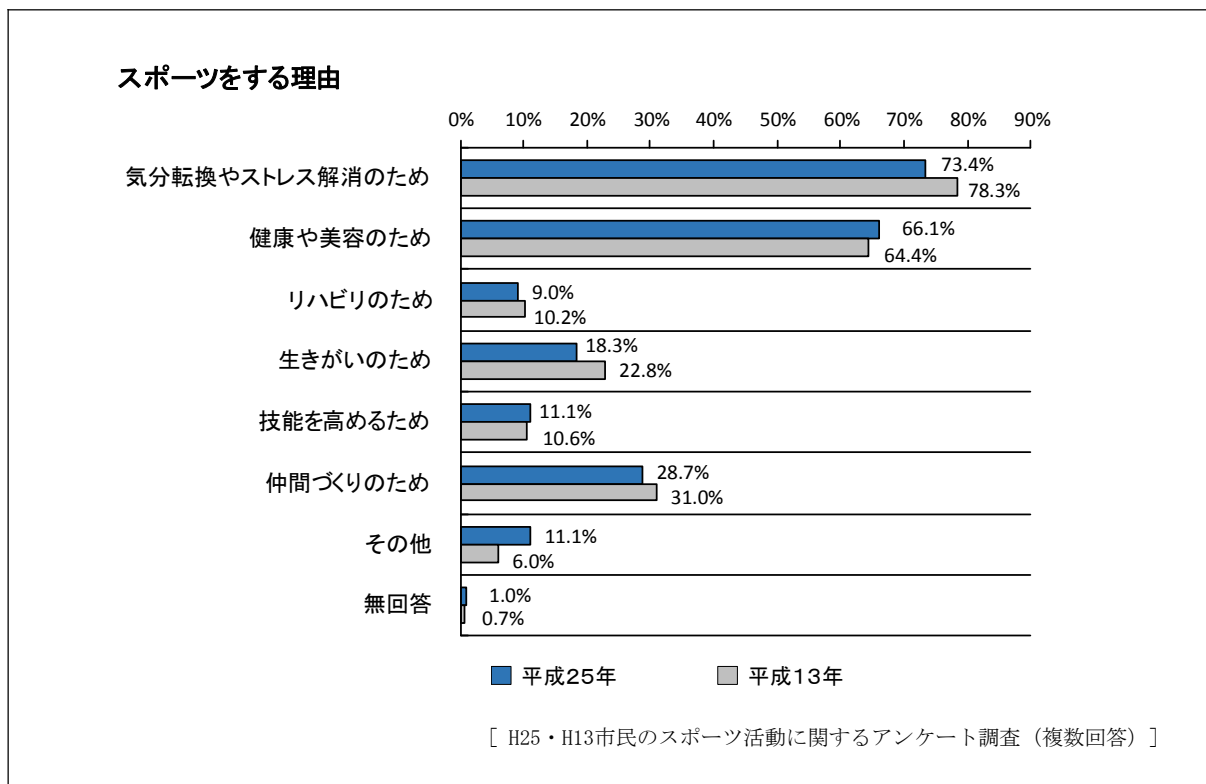
また、「週3回以上」と「週1～2回程度」の回答をあわせた、週1回以上の頻度でスポーツを実施する人の割合は、今回28.4%、前回20.6%となっています。



[ラジオ体操]

イ スポーツをする理由

スポーツをする理由については、「気分転換やストレス解消のため」(73.4%)が前回同様に最も多く、次いで「健康や美容のため」(66.1%)、「仲間づくりのため」(28.7%)の順となっています。



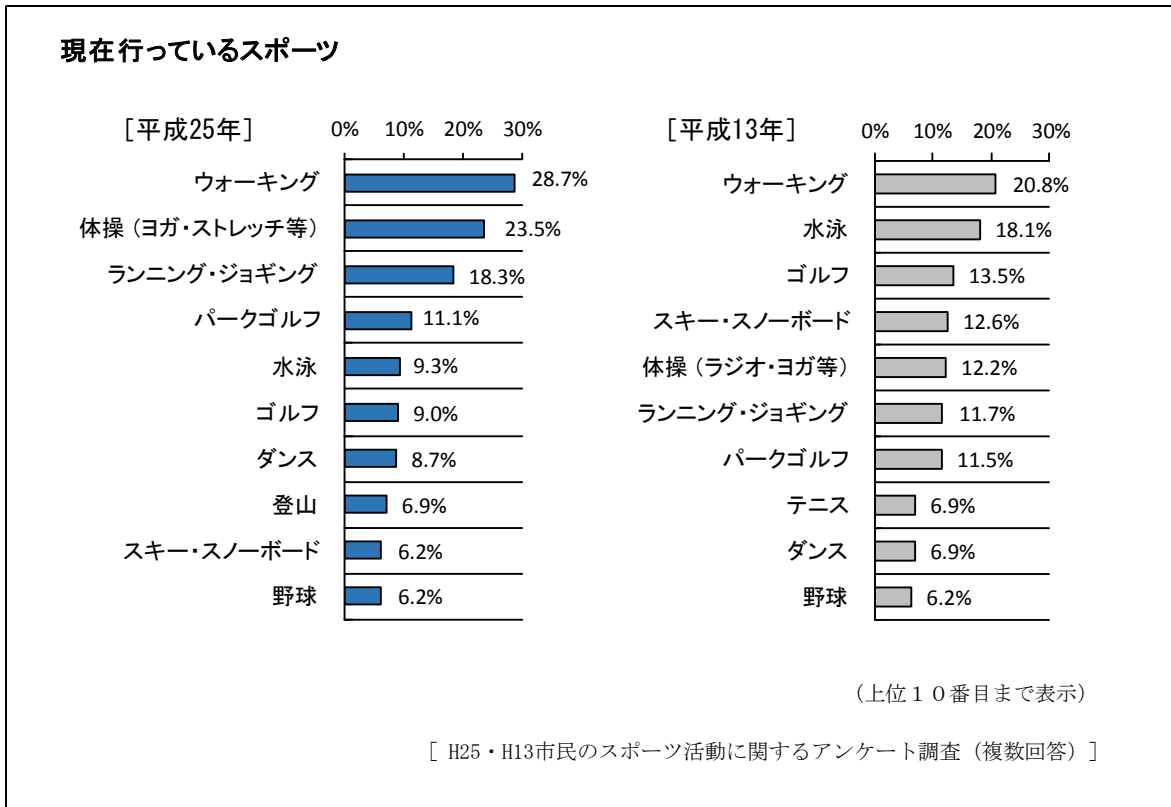
[パークゴルフ]

[ノルディックウォーキング]



ウ 現在行っているスポーツ

現在行っているスポーツについては、「ウォーキング」（28.7%）が前回同様に最も多く、次いで「体操（ヨガ・ストレッチ等）」（23.5%）,「ランニング・ジョギング」（18.3%）の順となっています。

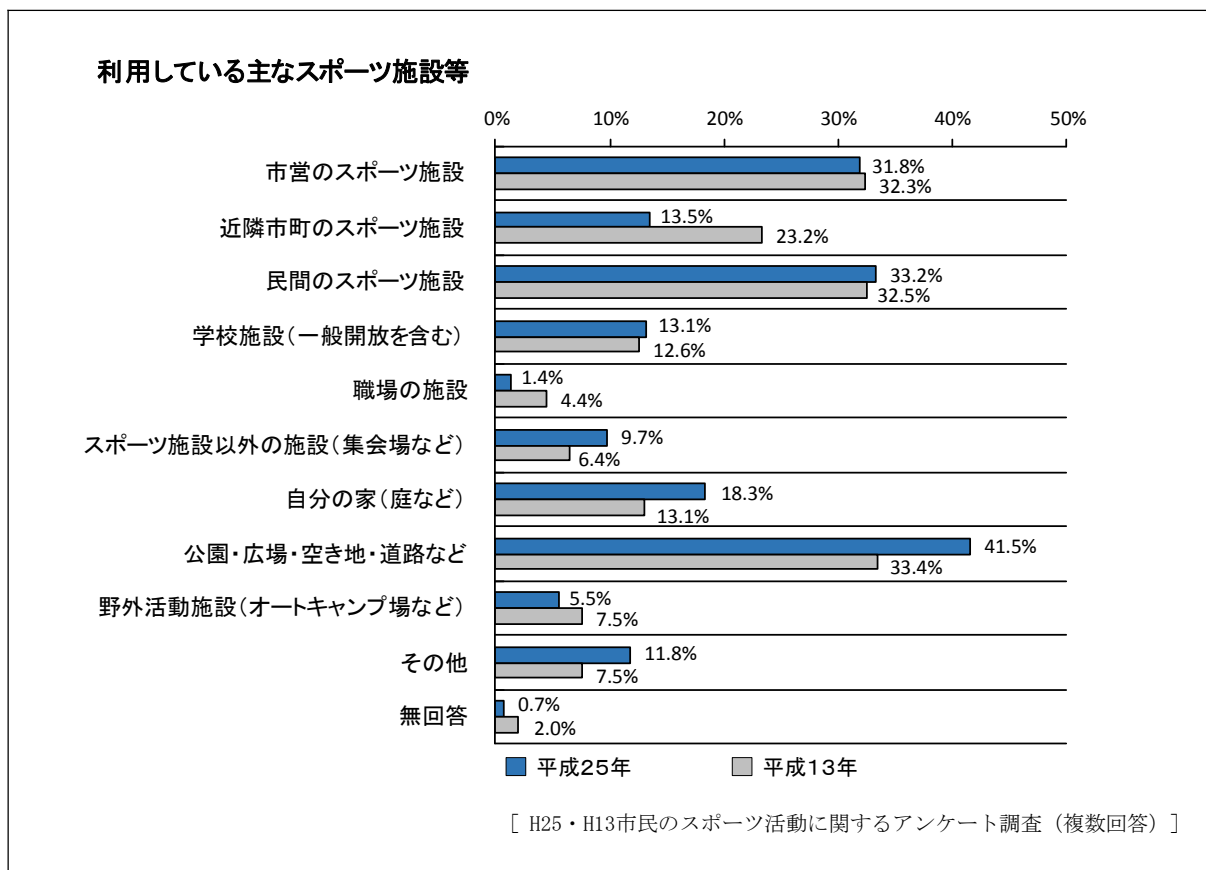


[小学校対抗リレー大会]



## エ 利用している主なスポーツ施設

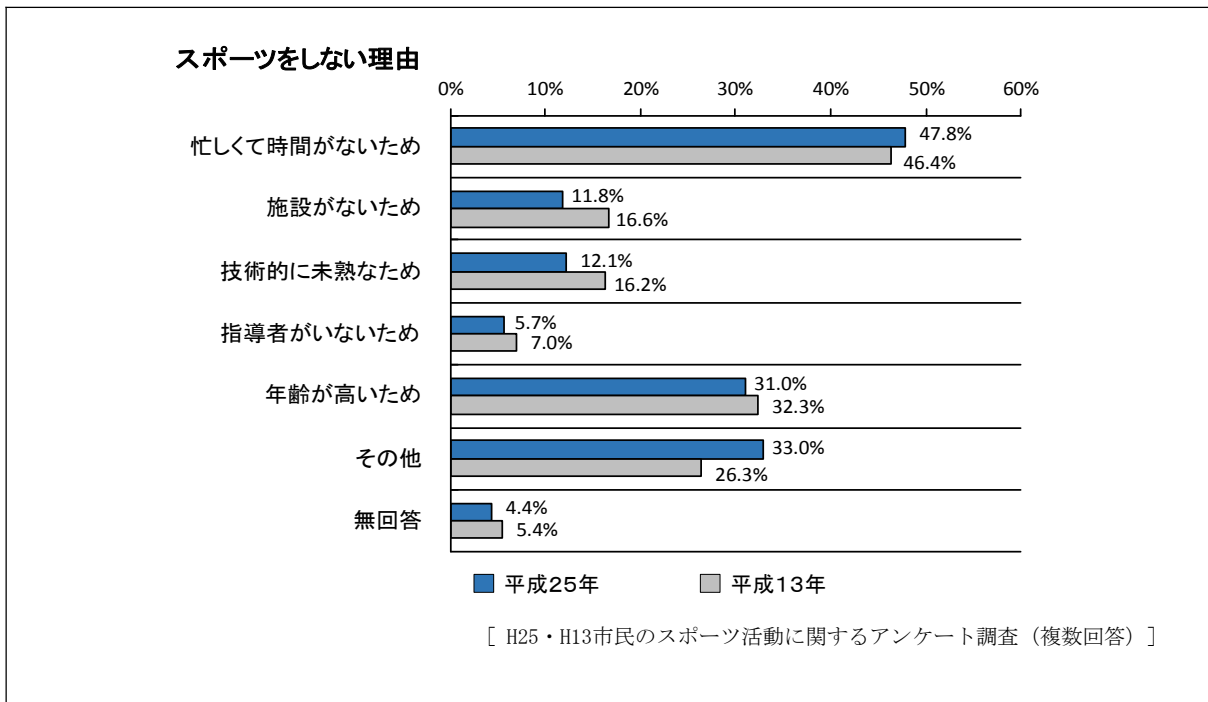
利用している主なスポーツ施設については、「公園・広場・空き地・道路など」（41.5%）が前回同様に最も多く、次いで「民間のスポーツ施設」（33.2%）, 「市営のスポーツ施設」（31.8%）の順となっています。



## オ スポーツをしない理由

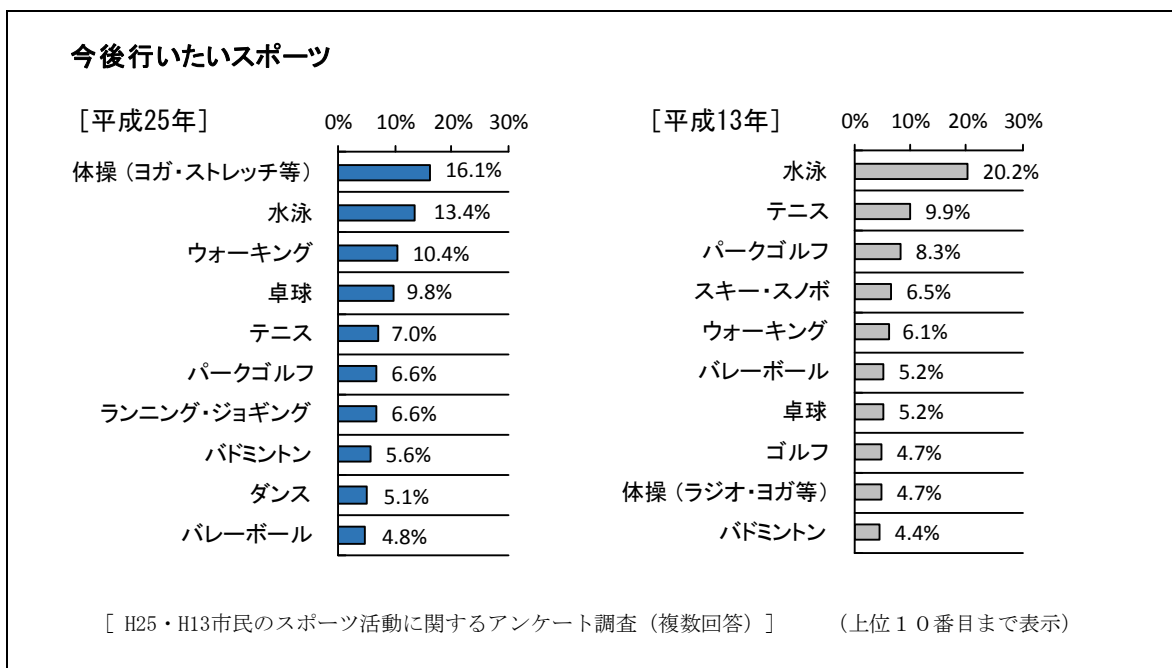
スポーツをしない理由については、「忙しくて時間がないため」（47.8%）が前回同様に最も多く、次いで「その他」（33.0%）, 「年齢が高いため」（31.0%）の順となっています。

なお、「その他（33.0%）」の理由としては、「ケガや病気などの体調不良」「子育てや介護」「スポーツに興味が無い・面倒くさい」ことなどがあげられています。



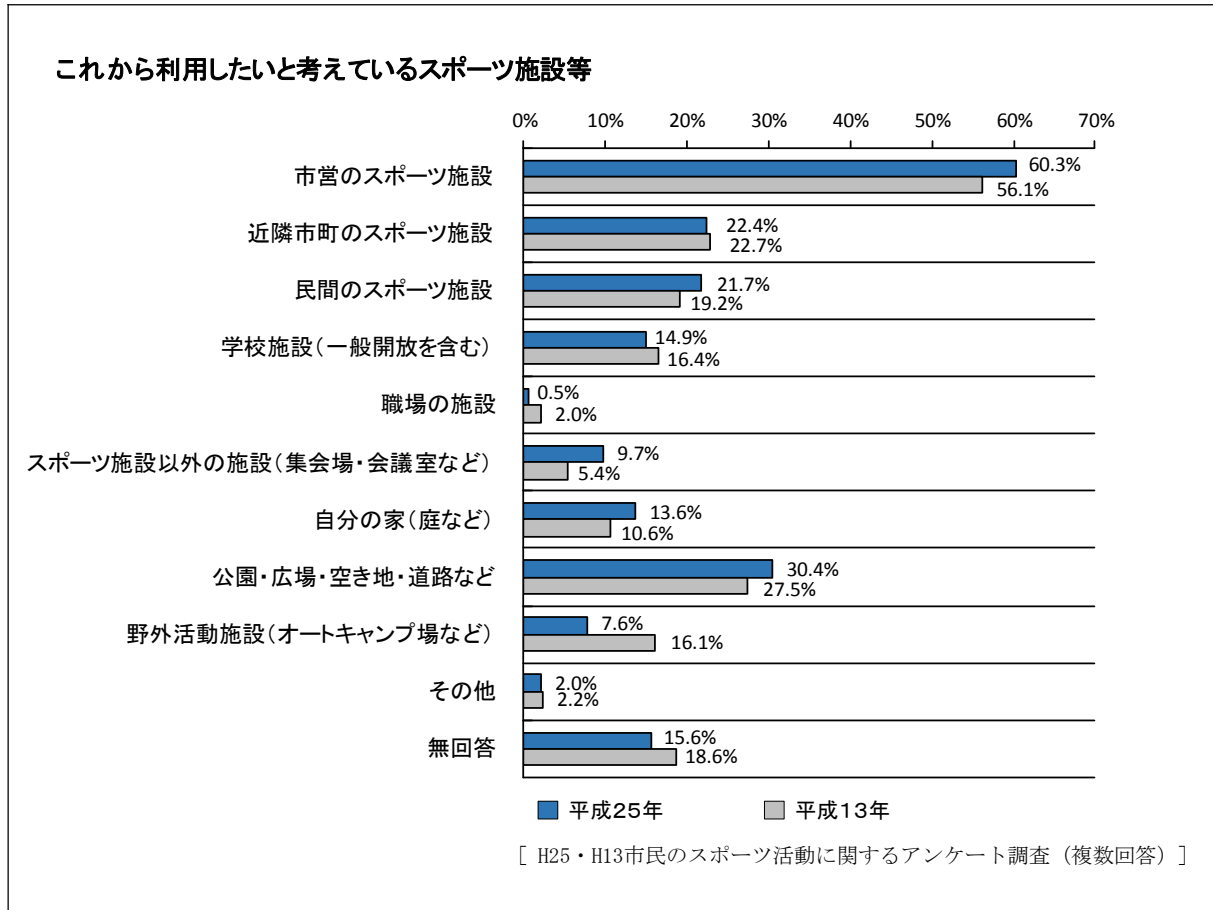
## カ 今後行いたいスポーツ

今後行いたいスポーツについては、「体操（ヨガ・ストレッチ等）（16.1%）」が最も多く、次いで「水泳」（13.4%）, 「ウォーキング」（10.4%）の順となっています



キ これから利用したいと考えているスポーツ施設等

これから利用したいと考えているスポーツ施設等については、「市営のスポーツ施設」(60.3%)が前回同様に最も多く、「公園・広場・空き地・道路など」(30.4%),「近隣市町のスポーツ施設」(22.4%)の順となっています。

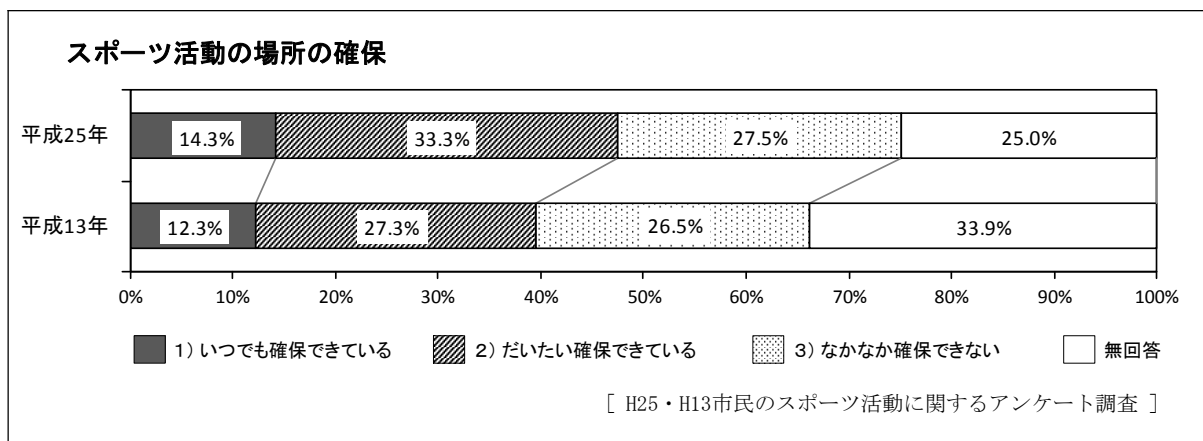


[バドミントン体験]

## ク スポーツ活動の場所の確保

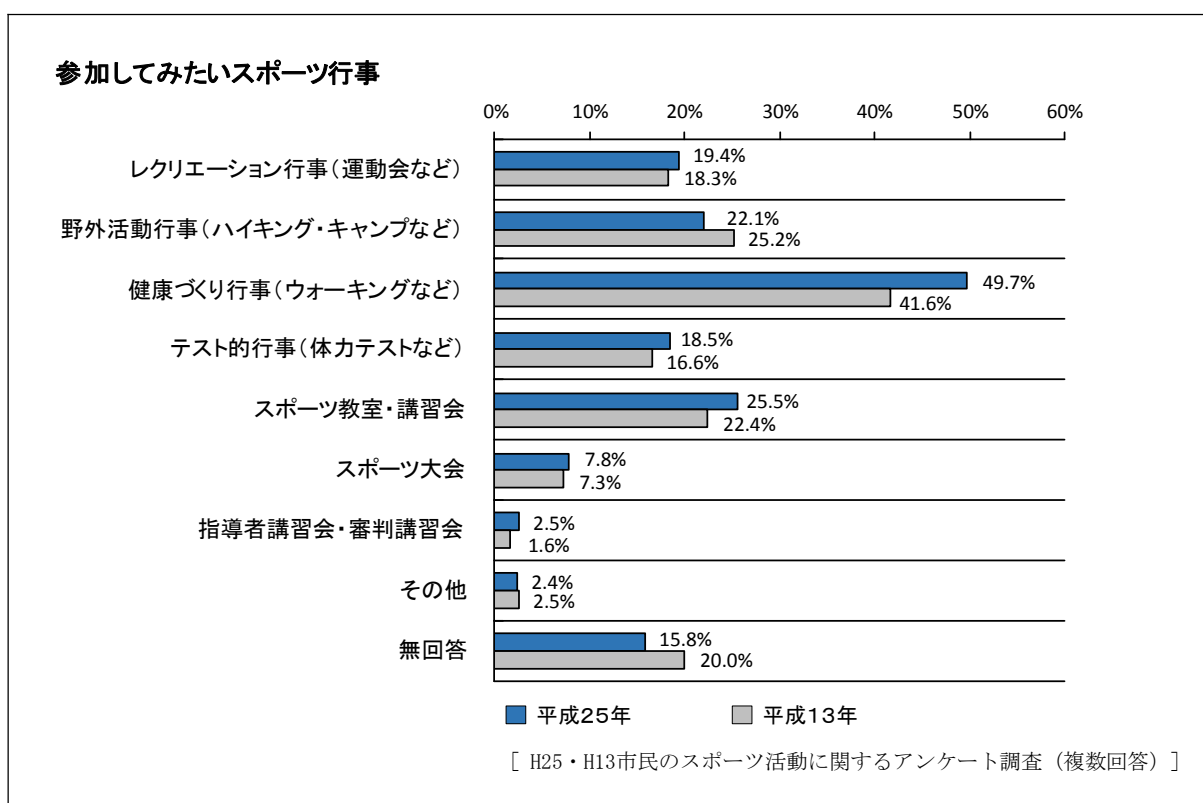
スポーツ活動の場所の確保については、「だいたい確保できている」(33.3%)が最も多く、次いで「なかなか確保できない」(27.5%)、「いつでも確保できている」(14.3%)の順となっています。

また、「いつでも確保できている」、「だいたい確保できている」をあわせると、今回47.6%、前回39.6%となっています。



## ケ 参加してみたいスポーツ行事

参加してみたいスポーツ行事については、「健康づくり行事(ウォーキングなど)」(49.7%)が前回同様に最も多く、次いで「スポーツ教室・講習会」(25.5%)、「野外活動行事(ハイキング・キャンプなど)」(22.1%)の順となっています。



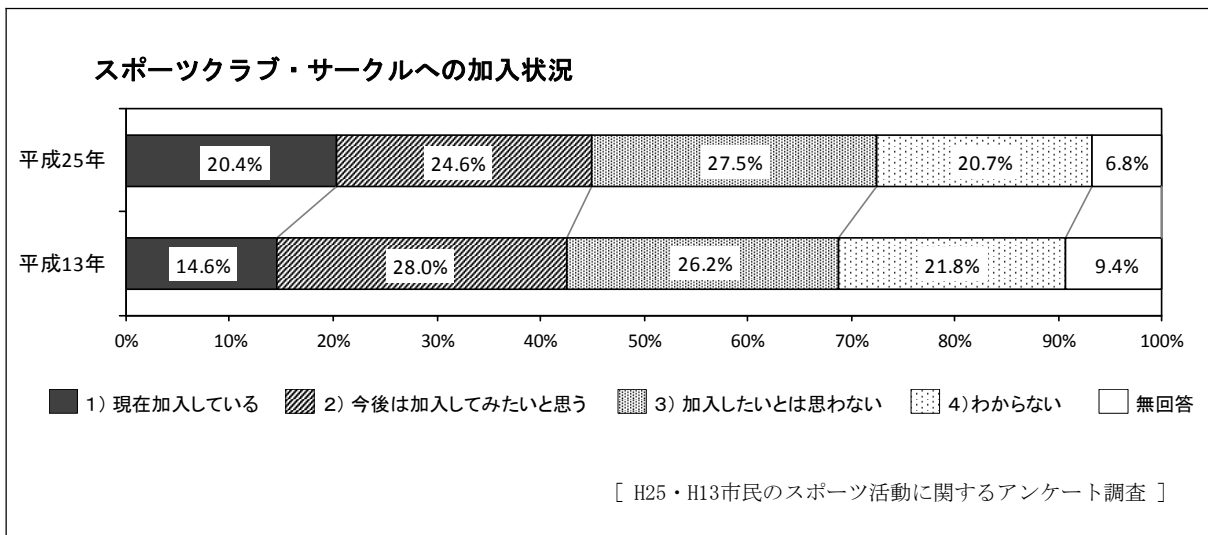


[道南駅伝競走大会]



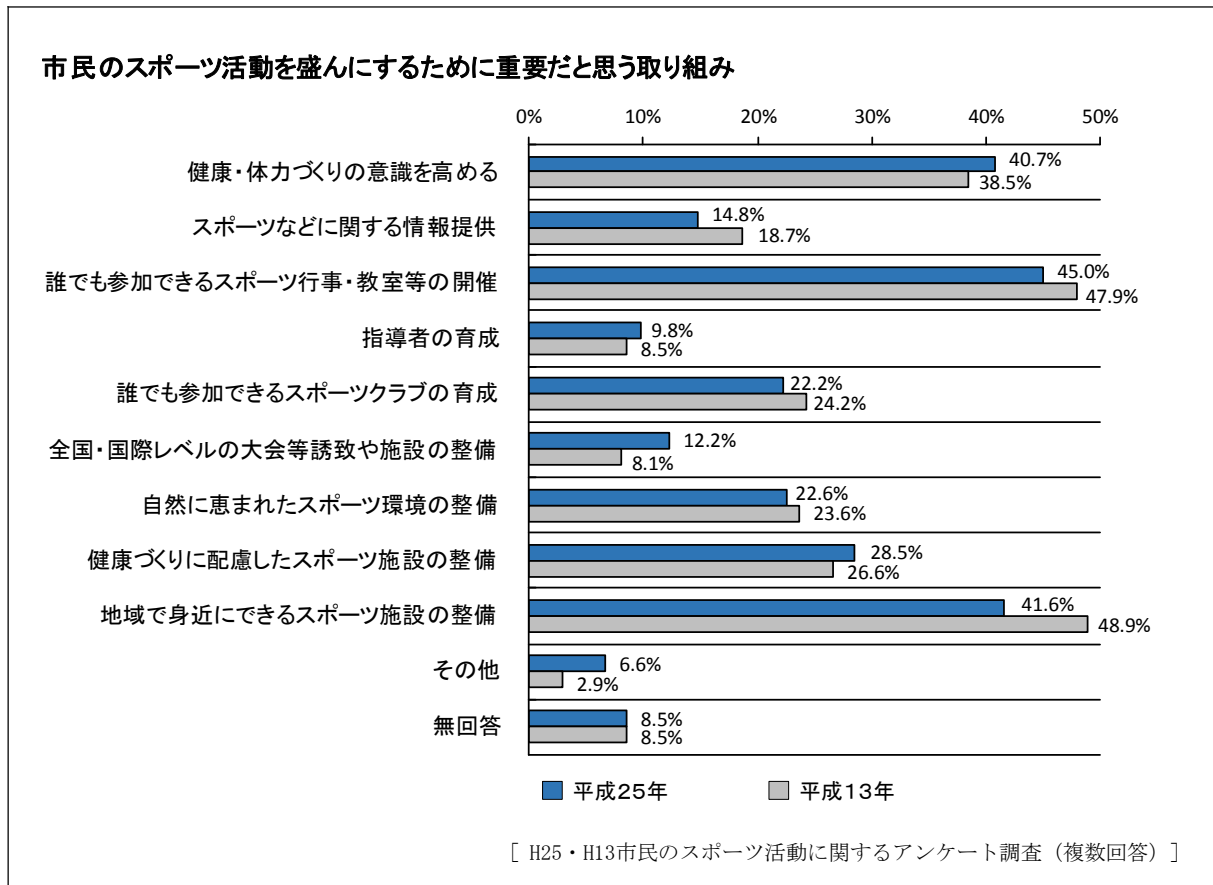
コ スポーツクラブやスポーツ関連のサークルへの加入状況

スポーツクラブやスポーツ関連のサークルへの加入状況については、「加入したいとは思わない」(27.5%)が最も多く、次いで「今後は加入してみたいと思う」(24.6%)、「わからない」(20.7%)の順となっています。



サ 市民のスポーツ活動を盛んにするために重要だと思う取り組み

市民のスポーツ活動を盛んにするために重要だと思う取り組みについては、「誰でも参加できるスポーツ行事・教室等の開催」(45.0%)が最も多く、次いで「地域で身近にできるスポーツ施設の整備」(41.6%)、「健康・体力づくりの意識を高める」(40.7%)の順となっています。



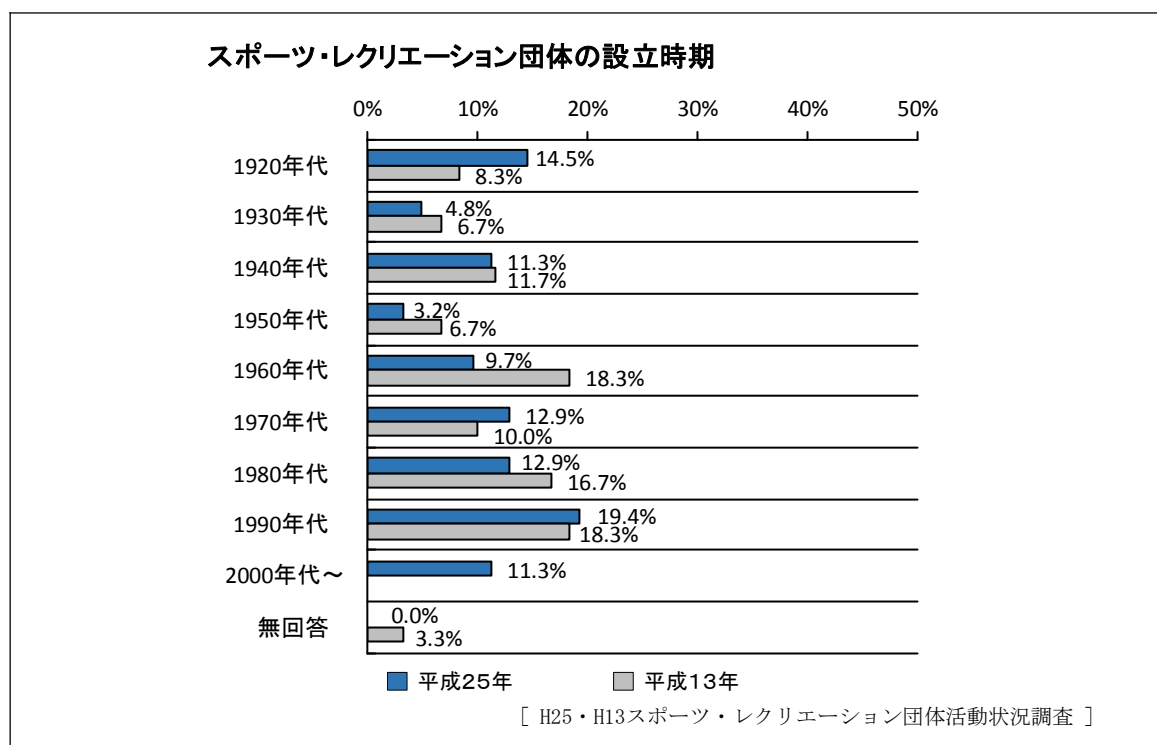
[少年野球大会]

## (8) スポーツ・レクリエーション団体の活動状況

本計画策定の基礎資料とすることを目的として、市内で活動する主なスポーツ・レクリエーション団体を対象として、2013（平成25）年度に主な活動状況等についてのアンケート調査を実施し、2001（平成13）年度に実施したアンケート調査結果との比較を行いました（調査概要および調査票については「資料7」（P54）参照）。

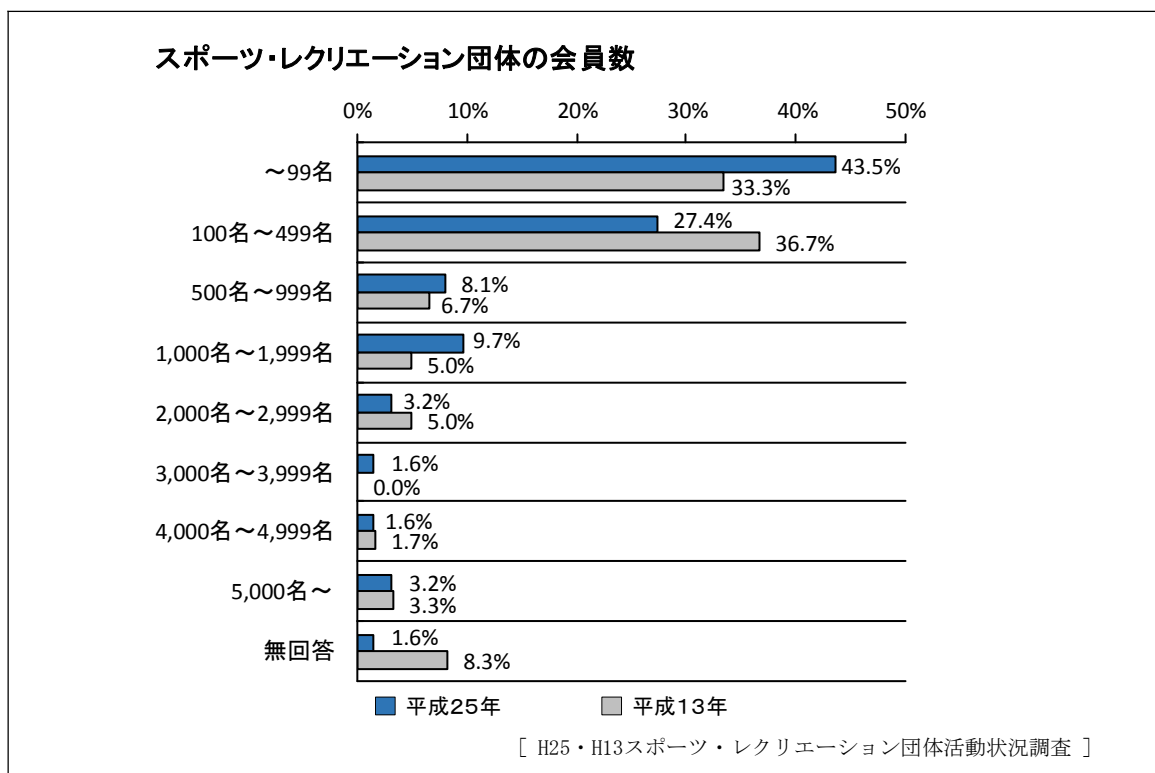
### ア スポーツ・レクリエーション団体の設立時期

スポーツ・レクリエーション団体の設立時期については、「1990年代」（19.4%）が前回同様に最も多く、次いで「1920年代」（14.5%）、「1970年代」（12.9%）、「1980年代」（12.9%）の順となっています。



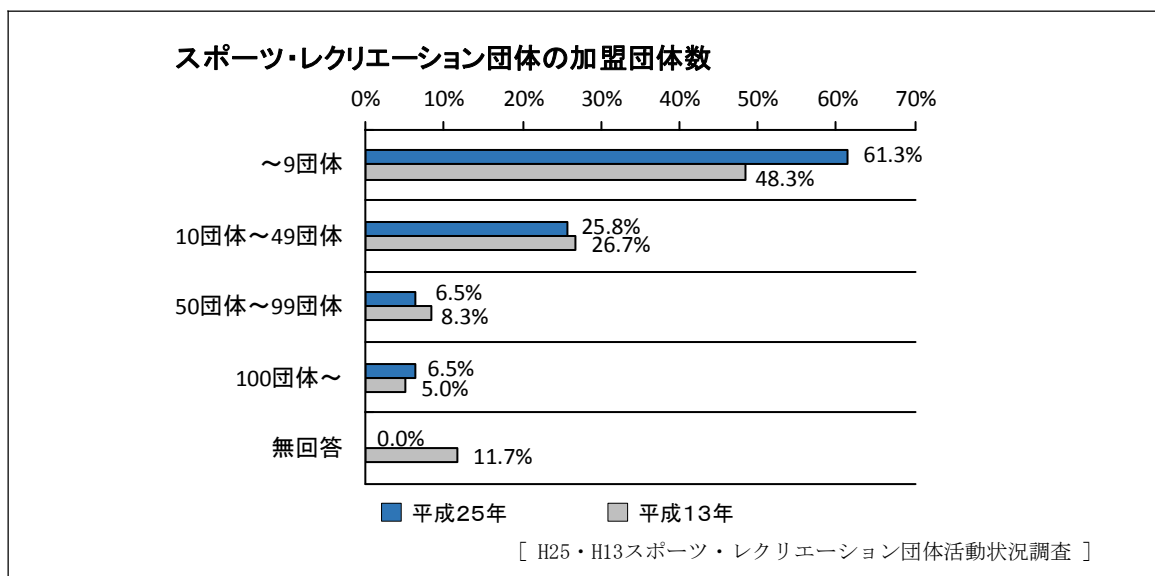
### イ スポーツ・レクリエーション団体の会員数

スポーツ・レクリエーション団体の会員数については、「99名以下」（43.5%）が最も多く、次いで「100名～499名」（27.4%）、「1,000名～1,999名」（9.7%）の順となっています。



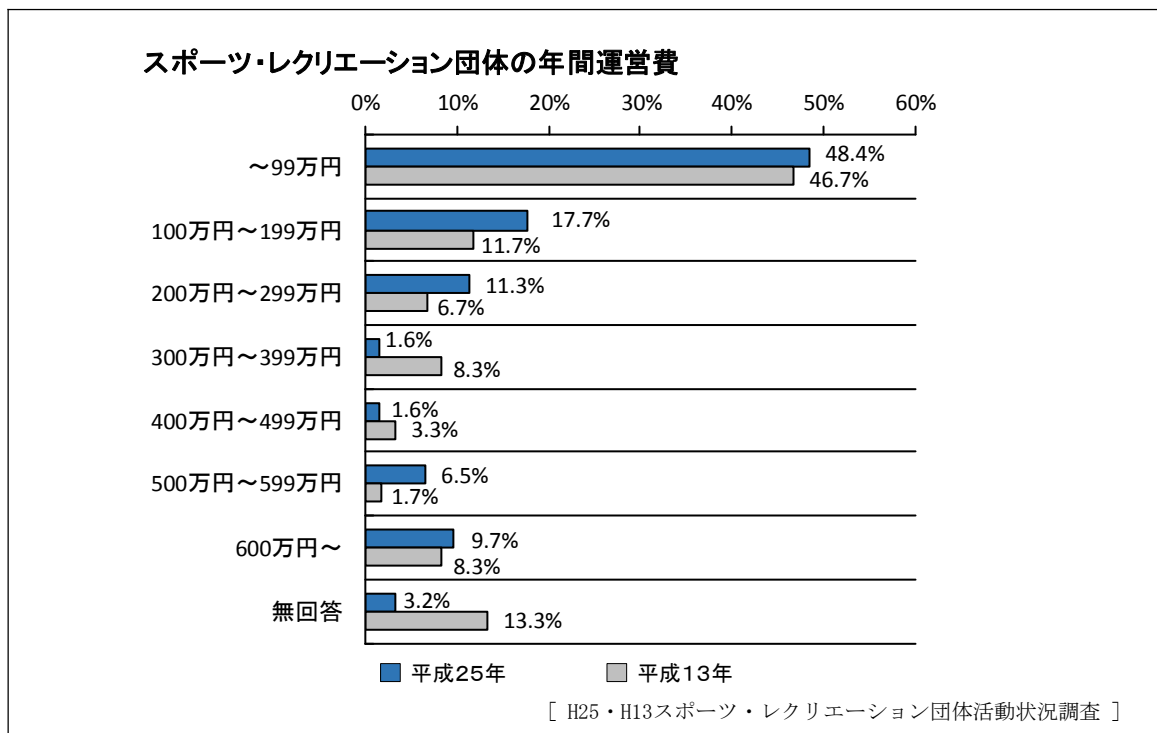
### ウ スポーツ・レクリエーション団体の加盟団体数

スポーツ・レクリエーション団体の加盟団体数については、「9団体以下」(61.3%)が前回同様に最も多く、次いで「10団体～49団体」(25.8%)、「50団体～99団体」(6.5%)、「100団体以上」(6.5%)の順となっています。



## エ スポーツ・レクリエーション団体の年間運営費

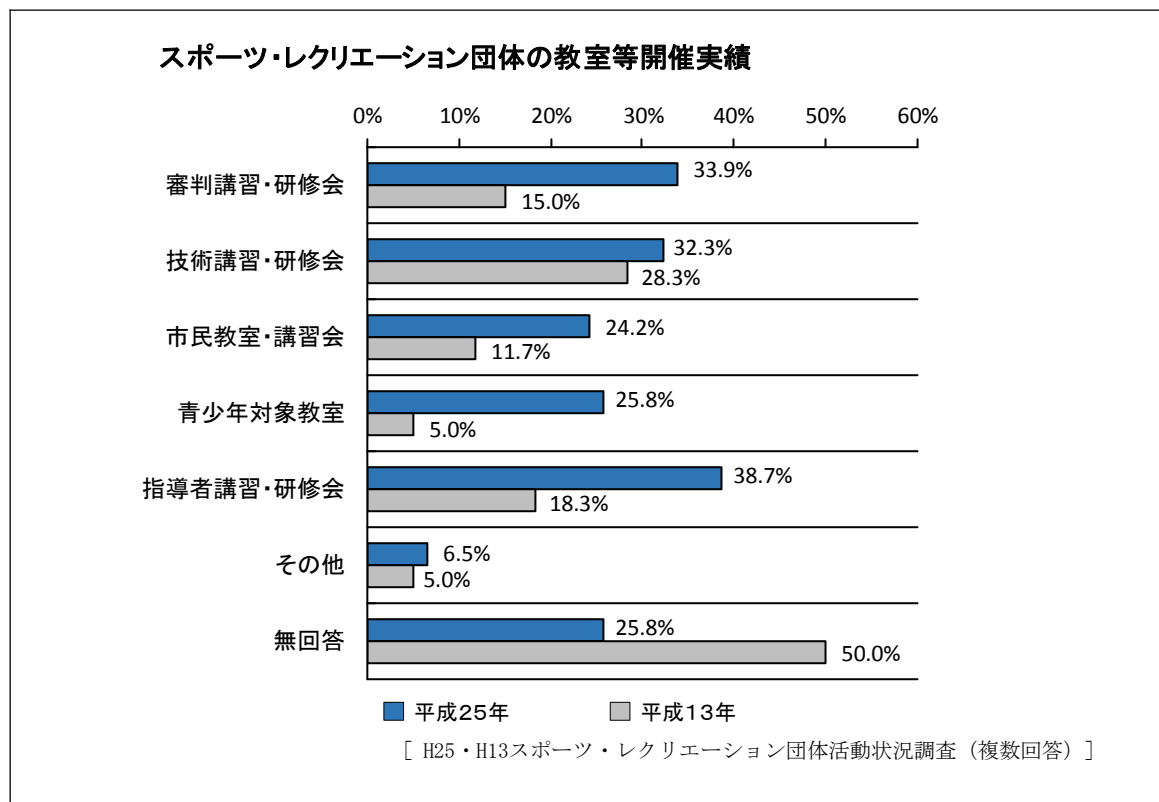
スポーツ・レクリエーション団体の年間運営費については、「99万円以下」（48.4%）が前回同様に最も多く、次いで「100万円～199万円」（17.7%）、「200万円～299万円」（11.3%）の順となっています。



[市民スポーツフェスティバル  
綱引き大会]

## オ スポーツ・レクリエーション団体の教室等開催実績

スポーツ・レクリエーション団体の教室等開催実績については、「指導者講習・研修会」(38.7%)が最も多く、次いで「審判講習・研修会」(33.9%)、「技術講習・研修会」(32.3%)、「市民教室・講習会」(24.2%)の順となっています。



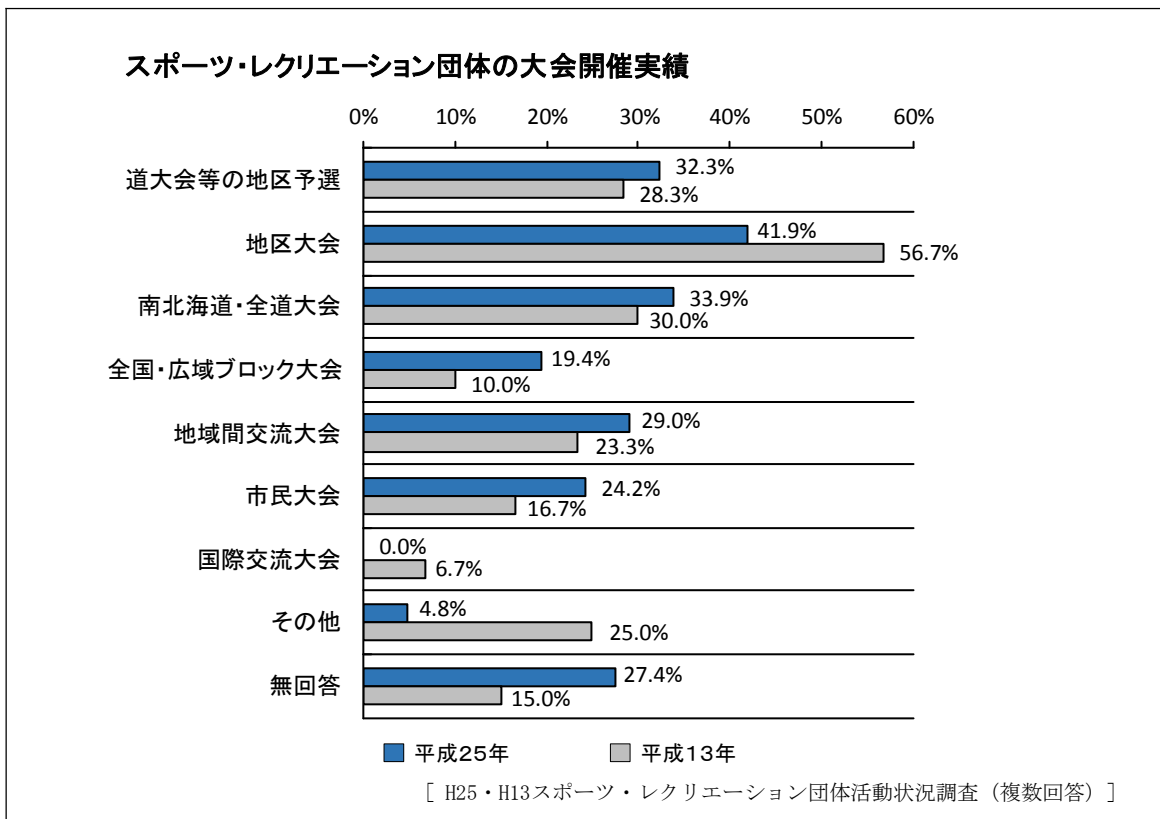
[ボールゲームフェスタ]

[親と子のスポーツ体験]



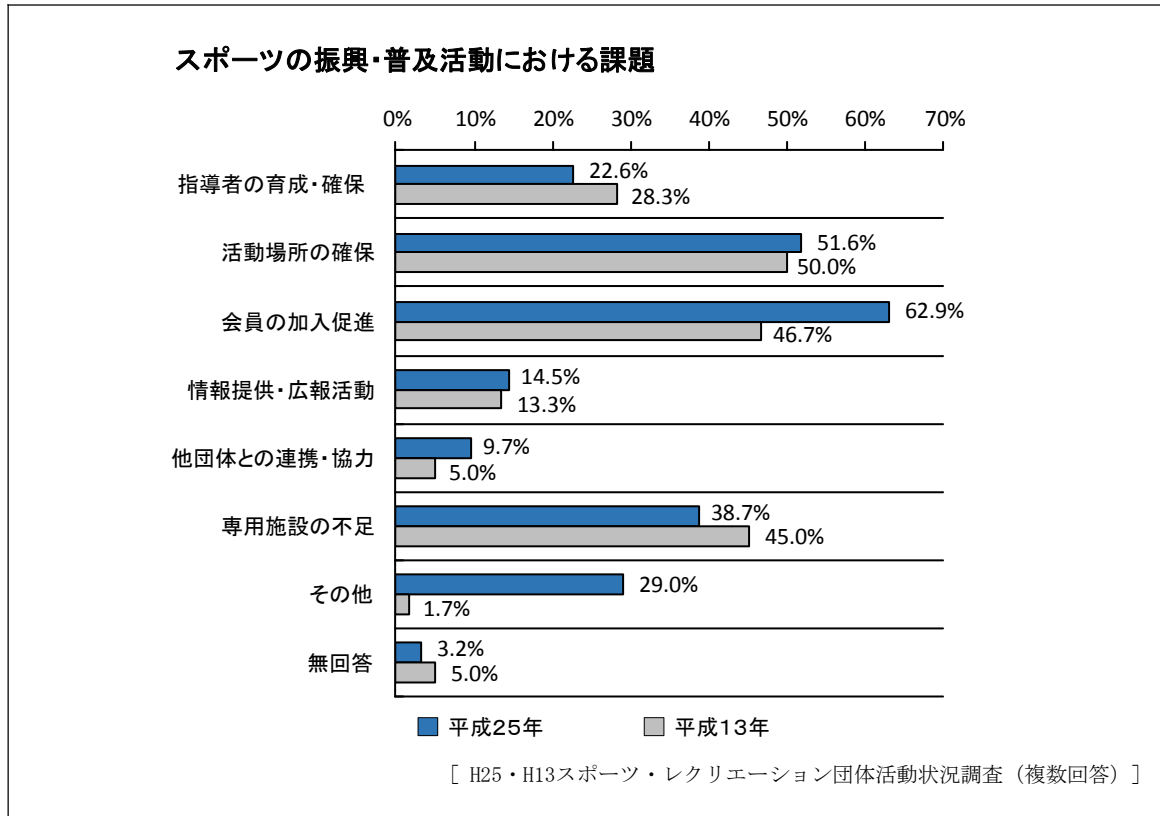
カ スポーツ・レクリエーション団体の大会開催実績

スポーツ・レクリエーション団体の大会開催実績については、「地区大会」（41.9%）が前回同様に最も多く、次いで「南北海道・全道大会」（33.9%）、「道大会等の地区予選」（32.3%）の順となっています。



キ 団体の考えているスポーツ振興・普及活動における課題

団体の考えているスポーツの振興・普及活動における課題については、「会員の加入促進」(62.9%)が最も多く、次いで「活動場所の確保」(51.6%)、「専用施設の不足」(38.7%)の順となっています。

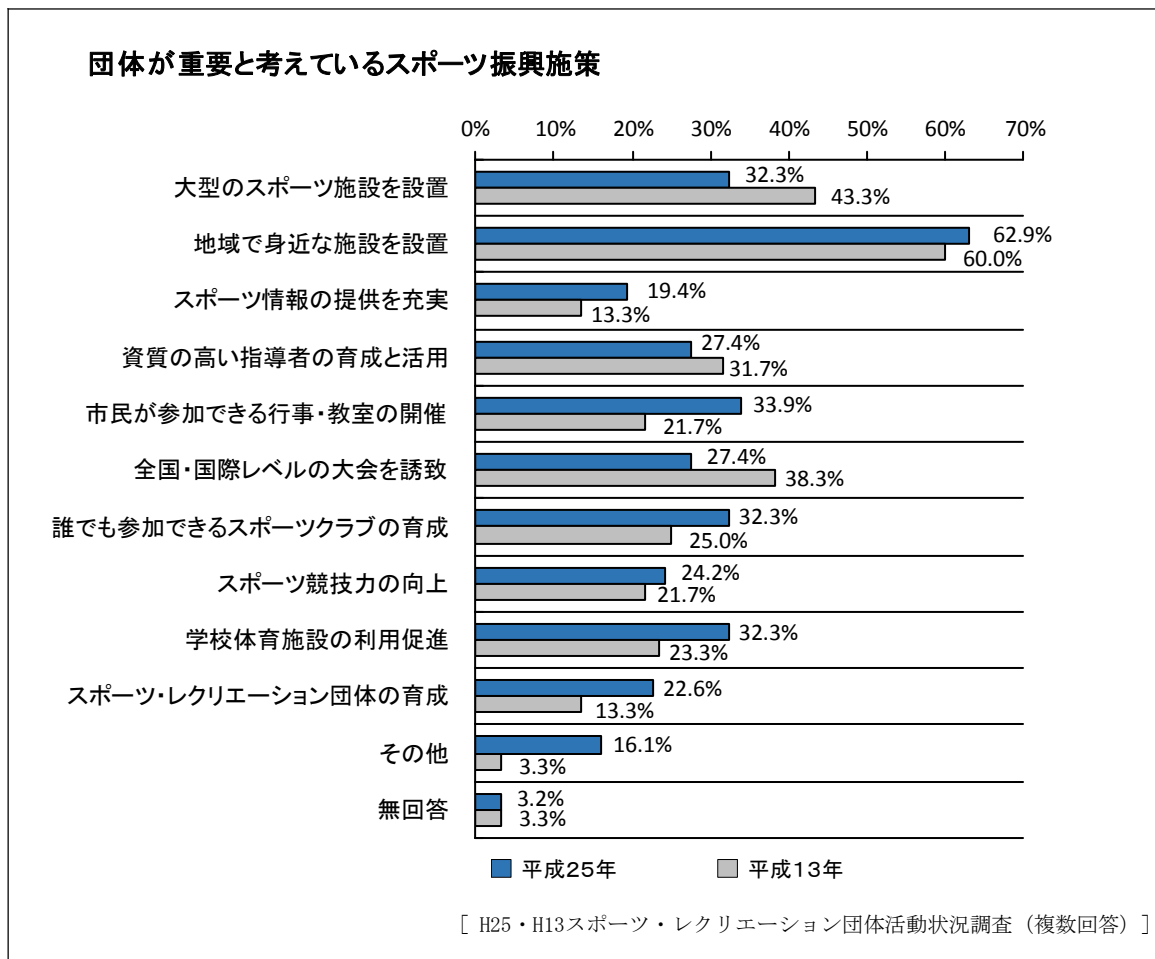


[小・中学生水泳大会]



## ク 団体が重要と考えているスポーツ振興施策

団体が重要と考えているスポーツ振興施策については、「地域で身近な施設を設置」(62.9%)が前回同様に最も多く、次いで「市民が参加できる行事・教室の開催」(33.9%)、「大型のスポーツ施設を設置」(32.3%)、「誰でも参加できるスポーツクラブの育成」(32.3%)、「学校体育施設の利用促進」(32.3%)の順となっています。



[卓球大会]

## (9) スポーツ大会・イベント, スポーツ合宿の状況

## ア スポーツ大会・スポーツイベント

本市では大小様々なスポーツ大会やスポーツイベントが開催されています。

函館アリーナおよび函館フットボールパークがオープンした2015（平成27）年8月以降開催された主なスポーツ大会・イベントは、以下のとおりです。

(延べ人数)

	スポーツ大会・イベント名称	入場者・参加者数
平成27年度	全国中学校柔道大会（8月）	参加者数 7,500人
	北海道高等学校ラグビーフットボール南・北選手権大会（9月）	参加者数 1,178人
	全国高校サッカー選手権大会北海道大会（10月）	参加者数 470人
	北海道卓球選手権大会（10月）	参加者数 2,250人
	全日本学生ハンドボール選手権大会（11月）	参加者数 3,000人
平成28年度	バレーボール V・プレミアリーグ女子函館大会（12月）	入場者数 4,090人
	プロ野球 北海道日本ハムファイターズ VS 千葉ロッテマリーンズ(5月)	入場者数 10,737人
	全道自治体職員サッカー選手権大会（6月）	参加者数 460人
	函館マラソン（6月）	参加者数 6,873人
	J2 北海道コンサドーレ札幌 VS 横浜FC（7月）	入場者数 10,442人
	バスケットボール 函館カップ レバンガ北海道 VS 青森ワッツ（7月）	入場者数 2,322人
	大相撲函館場所（8月）	入場者数 4,000人
	コミュニティランニング（10月）	参加者数 196人
	全日本卓球選手権大会（マスターズの部）（10月）	参加者数 3,200人
	道南駅伝競走大会（10月）	参加者数 606人
	市民スポーツフェスティバル綱引き大会（12月）	参加者数 654人
	フットサル エスポラーダ北海道 VS バサジィ大分（12月）	入場者数 2,087人
	バスケットボール レバンガ北海道 VS サンロッカーズ渋谷（2月）	入場者数 3,507人

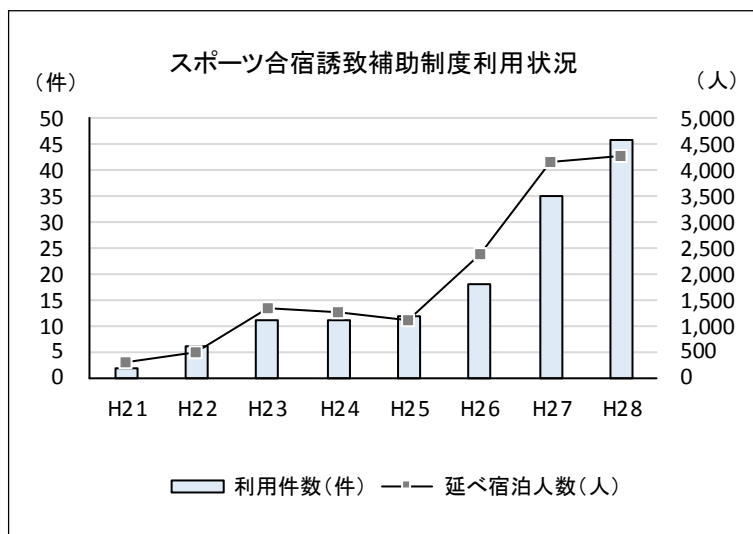


[函館マラソン]

## イ スポーツ合宿

本市ではスポーツ合宿誘致を推進するため、2009（平成21）年度に「函館市スポーツ合宿誘致補助金」制度を設け、市外の団体が市内でスポーツ合宿を実施した際に宿泊費用の一部を支援しています（延べ宿泊人数1名あたり1,000円、上限10万円）。

同制度の利用実績は、2016（平成28）年度においては、利用件数46件、参加人数1,645人、延べ宿泊人数4,292人となっており、年々増加傾向にあります。



スポーツ合宿誘致補助制度 利用状況	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
利用件数 (件)	2	6	11	11	12	18	35	46
参加人数 (人)	115	209	505	419	396	804	1,422	1,645
延べ宿泊人数 (人)	308	512	1,342	1,274	1,110	2,369	4,163	4,292

## (10) 函館市体育協会の活動状況

函館市体育協会は、1927（昭和2）年に設立され、本市のスポーツ団体を統括し、スポーツの振興とスポーツ精神の寛容を図り、以て心身の健全な発達に寄与することを目的に加盟団体の強化発展と相互の連携などに関する事業などを行っています。

同協会は2010（平成22）年にNPO法人となり、平成29年4月現在、39団体が加盟しています。

No.	団 体 名	No.	団 体 名
1	函館地区サッカー協会	21	函館柔道連盟
2	函館卓球協会	22	函館地区自転車競技連盟
3	函館市ラグビーフットボール協会	23	函館スキー連盟
4	函館テニス協会	24	函館水泳協会
5	函館ソフトテニス連盟	25	函館スケート協会
6	函館ハンドボール協会	26	函館ボート協会
7	函館地区バスケットボール協会	27	函館アマチュアボクシング協会
8	函館バレーボール協会	28	函館地区バドミントン協会
9	函館バウンドテニス協会	29	函館銃剣道連盟
10	北海道ボウリング連盟函館支部	30	函館地区体操連盟
11	函館グラウンド・ゴルフ協会	31	函館地区空手道連盟
12	函館パークゴルフ協会	32	函館真向会
13	函館市スポーツ少年団	33	函館アイスホッケー協会
14	函館軟式野球連盟	34	北海道外洋帆走協会
15	道南陸上競技協会	35	函館クレ射撃協会
16	函館ヨット協会	36	函館圏ダンススポーツ連盟
17	函館市弓道連盟	37	函館トライアスロン連合
18	函館アーチェリー協会	38	函館市中学校体育連盟
19	函館剣道連盟	39	北海道高等学校体育連盟函館支部
20	函館地区山岳連盟		

(平成29年4月)

## (11) 函館市スポーツ少年団の活動状況

函館市スポーツ少年団は、日本スポーツ少年団の市区町村スポーツ少年団として、1968（昭和43）年に設立され、スポーツを通じた青少年の健全育成を図ることを目的に活動している様々な競技種目のスポーツ少年団の集約や行事の企画・運営、団員・指導者の資質向上を図る研修事業などを行っています。

平成28年度は、軟式野球やサッカー、柔道をはじめ64団体が登録しています。

競 技 種 目	団数	指導者 ・団員数	競 技 種 目	団数	指導者 ・団員数
軟式野球	29	679	空手道	4	65
サッカー	17	426	水 泳	1	32
柔 道	6	134	乗 馬	1	27
バレーボール	1	18	ソフトテニス	1	25
バドミントン	2	76	本 部		9
卓 球	2	13	計	64	1,504

(平成28年度)

## (12) 総合型地域スポーツクラブの活動状況

総合型地域スポーツクラブは、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツの愛好者（多種目）、初心者から上級者まで（多志向）が参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営される新しいタイプのスポーツクラブです。

本市には現時点で5つの総合型地域スポーツクラブが設立されており、各団体がそれぞれの特色を生かして様々なスポーツ活動を行っています。

1. 「函館東部地区ふれあいスポーツクラブ」	（設立：平成20年 2月16日）
<p>深堀町会、花園町会、東深堀町会、深駒町会、深堀町稔ヶ丘団地自治会等の各町会関係者が中心となり、小学校の体育館等を拠点に、ソフトバレーボールやパークゴルフ、レクリエーション活動などを通じて、人間性豊かなコミュニティの実現を図るとともに、健康維持・増進、町会の垣根を超えた交流、いきいきとしたまちづくりに寄与することを目的に活動しています。</p>	
2. 「Bay Walk Community はこだて」	（設立：平成20年 2月24日）
<p>函館港を拠点とする新しい海辺の街コミュニティを創り、明るく豊かで活力のある市民生活に寄与すること目的に活動しており、自然や街並み、地理的資源に恵まれた函館の特性を活かして、ボート、カヤック、セーリング等の海洋スポーツのほか、ノルディックウォーキング、ペタンク、パークゴルフなどを中心に、各種目の教室や交流会、体験会などを開催しています。</p>	
3. 「SPORTS北海道 函館キャンパス」	（設立：平成20年 4月26日）
<p>北海道教育大学函館校を拠点に、スポーツの楽しさと豊かさを地域の方々に伝え、地域活性化に寄与することを目的として活動しています。小学生向けのサッカー教室や、地域の子供達に遊びを通じて体を動かすことの面白さを教える教室、ミニバレーボールやバドミントン、卓球、エアロビクス教室などを開催しており、各教室の指導については同校の学生が中心となって行っています。</p>	
4. 「総合型 <sup>うしお</sup> 潮スポーツクラブ」	（設立：平成27年 3月21日）
<p>市内や近郊の小学校の体育館等を拠点として活動しており、ハンドボール、ドッジボール、キッズダンス、ストレッチ・ヨガ、ピラティス、ストリートハンドボールなどの各教室や体験会を開催しています。地域の子どもたちから大人、高齢者など誰もが、スポーツの楽しさを通じて笑顔にあふれて健やかに暮らせるまちづくりを目指して活動しています。</p>	
5. 「ミスポはこだて」	（設立：平成28年 2月11日）
<p>市北部地区およびその近郊を主な拠点として活動しており、健康体操やヨガ、エアロビクス、ノルディックウォーキング、バスケットボール、スナッグゴルフ、スキー夏トレ、ヨット等マリンスポーツなどの各種スポーツ教室や体験会を開催しています。子どもから高齢者まで、多世代の人々が気軽に楽しく活動できる多様なスポーツ・健康づくりの場を地域住民に提供しています。</p>	

### (13) 函館市スポーツ推進委員の活動状況

函館市スポーツ推進委員は、地域スポーツの推進を図ることを目的に、スポーツ基本法第32条の規定に基づき、行政やスポーツ団体が行うスポーツに関する行事への参画や連絡調整、地域住民へのスポーツ実技指導・助言などの活動を行っています（平成29年4月現在、53名を委嘱）。

#### スポーツ推進委員の主な参画事業と役割

##### 函館マラソン

陸上競技場内に配置され、参加者の誘導、記録証発行、給水・タオル配布等の業務を担当しています。

##### コミュニティランニング

大会の運営を主管し、競技全体の管理・進行等を担当しています。

##### 市民スポーツフェスティバル「綱引き大会」

大会の運営に協力し、競技全体の管理・進行を担当しています。

##### 道南駅伝競走大会

コース沿いに配置され、交通誘導や選手の監察を担当しています。



[スポーツ実技研修(緊急時心肺蘇生)]



[スポーツ理論研修]

### (14) 函館市地域スポーツ指導員の活動状況

函館市地域スポーツ指導員は、本市の生涯スポーツの推進を図ることを目的に、函館市教育委員会が実施する函館市地域スポーツ指導員育成研修講座を修了した方などを認定し、地域における基礎的なスポーツ技術の指導などを行っています（平成29年4月現在、160名を認定）。



## スポーツ健康都市宣言

わたくしたち函館市民は、スポーツと健康づくりを通じて、からだと心を鍛え、活力あふれるまちづくりをめざし、ここに「スポーツ健康都市」を宣言します。

- 1 スポーツと健康づくりに励み、たくましいからだと豊かな心を育てます。
  
- 1 スポーツと健康づくりに親しみ、明るくすこやかな生活を営みます。
  
- 1 スポーツと健康づくりを通じて、友情とふれあいの輪を世界に広げます。

平成4年10月10日

函館市

## スポーツ基本法（抜粋）

## （前文）

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1条（目的）

この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

## 第2条（基本理念）

スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。



4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（中略）

#### 第9条（スポーツ基本計画）

文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

#### 第10条（地方スポーツ推進計画）

都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（中略）

#### 第31条（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

#### 第32条（スポーツ推進委員）

市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

## スポーツ基本計画の概要

スポーツ基本計画（第1期計画）の概要（平成24年3月策定）
-------------------------------

- ・ 今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針（国）
  1. 子どものスポーツ機会の充実
  2. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
  3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
  4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
  5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進
  6. スポーツ界の透明性，公平・公正性の向上
  7. スポーツ界の好循環の創出
  
- ・ 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策（国）
  1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
    - (1) 幼児期からの子どもの体力向上方策の推進
    - (2) 学校の体育に関する活動の充実
    - (3) 子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の整備
  
  2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体づくり等ライフステージに応じた活動の推進
    - (1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
    - (2) スポーツにおける安全確保
  
  3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
    - (1) コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進
    - (2) 地域におけるスポーツ指導者の充実
    - (3) 地域スポーツ施設の充実
    - (4) 地域スポーツと企業・大学等との連携
  
  4. 国際競争力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
    - (1) ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化
    - (2) スポーツ指導者及び審判員等の要請・研修やキャリア循環の形成
    - (3) トップアスリートのための強化・研修活動等の拠点構築
  
  5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の誘致・開催等を通じた国際交流の推進
    - (1) オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等
    - (2) スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進
  
  6. ドーピングの防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性，公平・公正性の向上
    - (1) ドーピング防止活動の推進
    - (2) スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組の推進
    - (3) スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた取組の推進
  
  7. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進
    - (1) トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進
    - (2) 地域スポーツと企業・大学等との連携

スポーツ基本計画（第2期計画）の概要（H29年3月策定）
------------------------------

・ 中長期的なスポーツ政策の基本方針（国）

～スポーツが変える。未来を創る。 Enjoy Sports, Enjoy Life ～

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 1. スポーツで「人生」が変わる！ | 3. スポーツで「世界」とつながる！ |
| 2. スポーツで「社会」を変える！ | 4. スポーツで「未来」を創る！   |

・ 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策（国）

1. スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、  
そのための人材育成・場の充実

(1) スポーツ参画人口の拡大

- ① 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ② 学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確保と体力の向上
- ③ ビジネスパーソン，女性，障害者のスポーツ実施率の向上と，これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけ

(2) スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

- ① スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保
- ② 総合型地域スポーツクラブの質的充実
- ③ スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保
- ④ 大学スポーツの振興

2. スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

(1) スポーツを通じた共生社会等の実現

- ① 障害者スポーツの振興等
- ② スポーツを通じた健康増進
- ③ スポーツを通じた女性の活躍促進

(2) スポーツを通じた経済・地域の活性化

- ① スポーツの成長産業化
- ② スポーツを通じた地域活性化

(3) スポーツを通じた国際社会の調和ある発展への貢献

3. 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

- ① 中長期の強化戦略に基づく競技力強化を支援するシステムの確立
- ② 次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築
- ③ スポーツ医・科学，技術開発，情報等による多面的で高度な支援の充実
- ④ トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実

4. クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

- ① コンプライアンスの徹底，スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等の推進
- ② ドーピング防止活動の推進

## 函館市スポーツ振興審議会委員名簿

委員氏名	性別	所属	備考
近藤 健	男	NPO法人 函館市体育協会副会長	会長
名古屋 貞俊	男	函館市スポーツ推進委員会会長	副会長
高井 真澄美	女	函館市中学校体育連盟学校代表幹事	
川口 正勝	男	北海道高等学校体育連盟函館支部委員	
伊藤 和恵	女	NPO法人 函館レクリエーション協会理事	
橋本 友幸	男	公益社団法人 函館市医師会理事	
堀田 剛史	男	一般社団法人 函館青年会議所理事長	
原子 はるみ	女	函館短期大学教授	
嘉多山 幸雄	男	公募委員	
小泉 正勝	男	公募委員	

(平成29年12月現在)

## 函館市スポーツ振興審議会条例（本文）

## （設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、函館市スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## （所掌事務）

第2条 審議会は、函館市教育委員会の諮問に応じ、スポーツ基本法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画、同法第35条に規定するスポーツ団体への同法第34条の規定による補助金の交付その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議し、その結果を答申するものとする。

## （組織）

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

## （委員および任期等）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから函館市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦する者
- (3) 公募による者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議を終了したときは、解任されるものとする。

## （規則への委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、函館市教育委員会規則で定める。

## 函館市スポーツ振興審議会規則（本文）

### （趣旨）

第1条 この規則は、函館市スポーツ振興審議会条例（平成3年函館市条例第20号）第5条の規定に基づき、函館市スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （会長および副会長）

第2条 審議会に会長および副会長各1人を置く。  
2 会長および副会長は、委員の互選により定める。  
3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。  
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### （会議）

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。  
2 会長は、審議会の会議の議長となる。  
3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。  
4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### （庶務）

第4条 審議会の庶務は、生涯学習部スポーツ振興課において処理する。

### （委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 市民のスポーツ活動に関するアンケート調査結果の概要（平成25年実施）

## 1 調査目的

この調査は函館市民のスポーツ活動の現状やスポーツ振興についての意識動向を把握し、函館市スポーツ推進計画策定の基礎資料とすることを目的にします。

## 2 調査項目

市民のスポーツ活動について

## 3 調査方法

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 調査地域 | 函館市全域  |
| (2) 調査対象 | 市内に居住する満20歳以上の男女   |
| (3) 調査数  | 2,000人   |
| (4) 抽出方法 | 住民基本台帳による層化無作為抽出<br>※ 平成25年9月現在の住民基本台帳人口により、年代別、男女別比率を按分して抽出 |
| (5) 調査方法 | 郵送（配布・回収）方式<br>※ 返信用封筒を同封の上郵送                                |
| (6) 調査期間 | 平成25年11月12日（火）～11月29日（金）                                     |
| (7) 実施主体 | 函館市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課   |

## 4 調査票の回収

- |           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| (1) 回収数   | 603件                              |
| (2) 回収率   | 30.2%                             |
| (3) 有効回答数 | 589件<br>※ 白紙、乱筆等による判読不明分を集計対象から除外 |
| (4) 有効回答率 | 29.5%                             |

## 【アンケート調査票】

函館市では、昨今のスポーツをとりまく様々な状況の変化を踏まえ、本市のスポーツ振興の今後を展望する新たな計画の策定について検討しております。

そこで、市民の皆様のスポーツ活動の現状やスポーツ振興についてのご意見をいただき、計画策定の参考にしてまいりたいと考えておりますので、以下の問いにお答えください。

(該当箇所にお、または必要事項をご記入ください)

◎はじめに、あなたご自身のことについてお尋ねいたします。

- 住所 函館市 \_\_\_\_\_ 町 \_\_\_\_\_ 丁目 (町名をご記入ください)
- 性別 ・男 \_\_\_\_\_ ・女 \_\_\_\_\_
- 年齢 ・20～29歳 ・30～39歳 ・40～49歳 ・50～59歳 ・60～69歳 ・70歳以上
- 職業 ・農林漁業 ・自営の商工サービス業 ・自由業(弁護士, 開業医など)  
 ・会社員, 団体職員など ・公務員, 教員など ・専業主婦  
 ・有職の主婦(パート, アルバイト) ・学生 ・無職 ・その他
- 函館市での居住年数  
 ・5年未満 ・5～10年 ・11～20年 ・21年以上

問1 あなたは、現在どの程度スポーツをしていますか。

- 1 週3回以上
- 2 週1～2回程度
- 3 月1～3回程度
- 4 年に数回程度
- 5 ほとんどしない

※ 問1で、1～4までのいずれかをお答えの方にお尋ねします。

問2 スポーツをするのはどのような理由からですか。3つまでお答えください。

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 1 気分転換やストレス解消のため | 5 技能を高めるため         |
| 2 健康や美容のため       | 6 仲間づくりのため         |
| 3 リハビリのため        | 7 その他[具体的に: _____] |
| 4 生きがいのため        |                    |

問3 あなたが現在行っているスポーツの種目を3つまでお答えください。

- 1 [ \_\_\_\_\_ ]
- 2 [ \_\_\_\_\_ ]
- 3 [ \_\_\_\_\_ ]

問4 あなたは主にどこでスポーツをしていますか。3つまでお選びください。

- |                 |                          |
|-----------------|--------------------------|
| 1 市営のスポーツ施設     | 6 スポーツ施設以外の施設(集会場・会議室など) |
| 2 近隣市町のスポーツ施設   | 7 自分の家(庭)                |
| 3 民間のスポーツ施設     | 8 公園・広場・空き地・道路など         |
| 4 学校施設(一般開放を含む) | 9 野外活動施設(オートキャンプ場など)     |
| 5 職場の施設         | 10 その他[具体的に: _____]      |

※ 問1で、5とお答えの方にお尋ねします。

問5 あなたがスポーツをしないのは、どのような理由からですか。3つまでお選びください。

- 1 忙しくて時間がないため
- 2 施設がないため
- 3 技術的に未熟なため
- 4 指導者がいないため
- 5 年齢が高いため
- 6 その他〔具体的に： 〕

※ みなさんにお尋ねします。

問6 今後は、どのようなスポーツをしてみたいですか。3つまでお答えください。

- 1 [ ]
- 2 [ ]
- 3 [ ]

問7 これからは、どのような施設を利用してスポーツをしたいですか。3つまでお選びください。

- |                 |                          |
|-----------------|--------------------------|
| 1 市営のスポーツ施設     | 6 スポーツ施設以外の施設（集会場・会議室など） |
| 2 近隣市町のスポーツ施設   | 7 自分の家（庭）                |
| 3 民間のスポーツ施設     | 8 公園・広場・空き地・道路など         |
| 4 学校施設（一般開放を含む） | 9 野外活動施設（オートキャンプ場など）     |
| 5 職場の施設         | 10 その他〔具体的に： 〕           |

問8 スポーツをするとき、施設や場所はどの程度、確保できていますか。

- 1 いつでも確保できている
- 2 だいたい確保できている
- 3 なかなか確保できない

問9 あなたは市や学校、または地域・町内会などでスポーツ行事が催される場合、どのような行事に参加してみたいと思いますか。2つまでお選びください。

- 1 レクリエーション行事（運動会など）
- 2 野外活動行事（ハイキング・キャンプなど）
- 3 健康づくり行事（ウォーキングなど）
- 4 テスト的行事（体カテストなど）
- 5 スポーツ教室・講習会
- 6 スポーツ大会
- 7 指導者講習会・審判講習会
- 8 その他〔具体的に： 〕



問10 あなたは、現在スポーツクラブやサークルに加入していますか。また、今後は加入してみたいと思いますか。

- 1 現在加入している
- 2 今後は加入してみたいと思う
- 3 加入したいとは思わない
- 4 わからない

問11 今後、市民のスポーツ活動を盛んにするためには、どのような取り組みが重要だと思いますか。3つまでお選びください。

- 1 健康・体づくりの意識を高める
- 2 スポーツなどに関する情報提供
- 3 誰でも参加できるスポーツ行事・教室等の開催
- 4 指導者の育成
- 5 誰でも参加できるスポーツクラブの育成
- 6 全国・国際レベルの大会等の誘致や施設の整備
- 7 自然に恵まれたスポーツ環境の整備
- 8 健康づくりに配慮したスポーツ施設の整備
- 9 地域で身近にできるスポーツ施設の整備
- 10 その他

（ 具体的に :

ご回答ありがとうございました。

◎調査についてのお問い合わせはこちら

函館市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課

TEL 21-3576

## スポーツ・レクリエーション団体活動状況調査の概要（平成25年実施）

### 1 調査の目的

市内で活動するスポーツ・レクリエーション団体の活動現状やスポーツ振興に係る意見等を調査し、函館市スポーツ推進計画の基礎資料とすることを目的とします。

### 2 調査項目

#### (1) 団体の概要

(ア) 設立時期，(イ) 会員数，(ウ) 団体数，(エ) 運営費，(オ) 大会開催実績  
(カ) 教室等開催実績

#### (2) 団体のスポーツ振興・普及活動における課題

#### (3) 函館市のスポーツ振興を図る上での重要な施策

#### (4) 函館市のスポーツ振興について（自由意見）

### 3 調査方法

(1) 調査対象 市内で活動する主なスポーツ・レクリエーション団体

(2) 調査数 函館市体育協会加盟団体等 64団体

(3) 調査方法 郵送（配付・回収）方式

(4) 調査期間 平成25年11月25日～12月16日

(5) 実施主体 函館市教育委員会

### 4 調査票の回収

(1) 回収数 62団体（64団体中）

(内訳) 函館市体育協会加盟団体 41団体（41団体中）

函館レクリエーション協会関連団体 6団体（7団体中）

その他スポーツ・レクリエーション団体 15団体（16団体中）

(2) 回収率 96.9%

## 平成25年度スポーツ・レクリエーション団体 活動状況調査票

(記入年月日：平成 年 月 日)

団 体 名			
代表者 職・氏名			
連絡先 職・氏名		連絡先 電話番号	
連絡先 住 所			

※ 平成25年度に関する設問で、まだ終了していないものは「見込み」で記載願います。

## 1 団体の設立時期

昭和・平成	年	月
-------	---	---

## 2 加盟団体数と会員数（平成25年度）

加盟団体数（	団体）	会員数（	名）
--------	-----	------	----

## 3 団体の活動目的

--

## 4 団体の運営経費（平成25年度）

・年間運営経費（	円）
・年間総収入（	円）…①+②
会費収入（	円）…①
その他収入（	円）…②
（その他収入の主な項目：	
）	

## 5 全国または全道大会出場状況（平成25年度） 有 ・ 無

大 会 名	出場者数	大 会 名	出場者数

## 6 貴団体が主催（主管）した主な大会、講習会、研修会、その他事業（平成25年度）

事業区分	事業数	参加人数合計	事業区分	事業数	参加人数合計
小学校各種大会	件	人	指導者講習・研修会	件	人
中学校各種大会	件	人	審判講習・研修会	件	人
高等学校各種大会	件	人	技術講習・研修会	件	人
大学各種大会	件	人	市民教室・講習会	件	人
女子各種大会	件	人	その他事業 ( )	件	人
一般各種大会	件	人	その他事業 ( )	件	人
その他 ( )大会	件	人	その他事業 ( )	件	人

## 7 貴団体が主催（主管）した主な大会の種類（平成25年度）

(該当する項目に○印を付けてください。※複数回答可)

1 道大会等の地区予選	6 市民大会
2 地区大会	7 国際交流大会
3 南北海道または全道大会	8 その他
4 全国または広域ブロック大会	( )
5 地区間交流大会	

## 8 ジュニアスクール等の開催状況（平成25年度）

有 ・ 無

事業名	指導者数	人
開催日 月 回 (延べ年回)	生徒数	人

## 9 スポーツ交流事業の実施状況（平成25年度）

有 ・ 無

事業名	交流市町村名等	参加者数(函館市側)
青函交流( )大会		人
		人

## 10 スポーツ合宿受入の状況（平成25年度）

有 ・ 無

※ 他都市からの合宿を受け入れた実績をご記入ください（誘致活動の有無は問いません）

合宿団体名	区分	合宿日程	参加人数
例) ○○大学野球部	実業団・一般・ <u>大学</u> ・高校・中学校	8月 1日 ~ 8月 5日	30人
	実業団・一般・大学・高校・中学校	月 日 ~ 月 日	人
	実業団・一般・大学・高校・中学校	月 日 ~ 月 日	人
	実業団・一般・大学・高校・中学校	月 日 ~ 月 日	人
	実業団・一般・大学・高校・中学校	月 日 ~ 月 日	人

## 1 1 貴団体の日頃の振興・普及活動において、課題となっていることは何ですか。

(該当する項目に○印を付けてください。※複数回答可)

- 1 指導者の育成、確保が困難である
- 2 活動場所の確保が困難である
- 3 会員の加入促進が必要である
- 4 活動内容や団体についての情報提供、広報活動が困難である
- 5 他の団体との連携・協力が不十分である
- 6 専用の施設が不足している（具体的に： \_\_\_\_\_）
- 7 その他

[ \_\_\_\_\_ ]

## 1 2 函館市のスポーツ振興を図る上で、重要と思われるものは何ですか。

(該当する項目に○印を付けてください。※複数回答可)

- 1 全国大会やプロの競技ができるような大型のスポーツ施設をつくる
- 2 地域で身近にできる運動施設（地区体育館や広場など）
- 3 スポーツ情報の提供を充実させる
- 4 資質の高いスポーツ指導者の育成と活用を図る
- 5 市民が参加できるスポーツ・レクリエーション行事や教室を開催する
- 6 全国・国際レベルの大会を誘致する
- 7 だれでも参加できるスポーツクラブを育成する
- 8 スポーツ競技力の向上を図る
- 9 学校体育施設の利用を促進する
- 10 スポーツ・レクリエーション団体を育成する
- 11 その他

[ \_\_\_\_\_ ]



## 函館市のスポーツ・レクリエーション施設の概要

[公共施設]

区分	施設名	所在地	管理者
体育館	函館アリーナ (旧：函館市民体育館)	湯川町1丁目 32-2	函館市文化スポーツ振興財団・コナミス スポーツグループ(指定管理者)
	勤労者総合福祉センター (サン・リフレ函館)	大森町 2-14	函館市シルバー人材センター (指定管理者)
	青年センター	千代台町 27-5	函館市青年サークル協議会グループ (指定管理者)
	恵山総合体育館	川上町 506	函館市教育委員会
	南茅部スポーツセンター	白尻町 604-1	南茅部地域教育施設等管理共同企業体 (指定管理者)
	総合福祉センター(あいよる21)	若松町 33-6	函館市社会福祉協議会 (指定管理者)
陸上競技場	千代台公園陸上競技場	千代台町 22-24	函館市文化・スポーツ振興財団 (指定管理者)
野球場	千代台公園野球場 (オーシャンスタジアム)	千代台町 22-26	函館市文化・スポーツ振興財団 (指定管理者)
	根崎公園野球場	高松町29	函館市教育委員会
	新川公園野球場	上新川町 18	函館市教育委員会
	見晴公園野球場	見晴町 56	函館市住宅都市施設公社 (指定管理者)
	大森公園野球場	大森町 33番	函館市住宅都市施設公社 (指定管理者)
	西桔梗西緑地野球場	西桔梗町 589-65	函館市住宅都市施設公社 (指定管理者)
	西桔梗公園野球場	西桔梗町 555-2	函館市住宅都市施設公社 (指定管理者)
	西桔梗野球場	西桔梗町 252-27	函館軟式野球連盟 (指定管理者)
	南茅部運動広場野球場	川汲町 1657	南茅部地域教育施設等管理共同企業体 (指定管理者)
庭球場	千代台公園庭球場	千代台町 27-2	函館市文化・スポーツ振興財団 (指定管理者)
	青柳市民庭球場	青柳町 9	函館市教育委員会
	函館フットボールパーク テニス コート(旧：日吉市民庭球場)	日吉町 4丁目7-1	函館地区サッカー協会 (指定管理者)
	NHK広場テニスコート	富岡町 3丁目-21	函館市教育委員会
	昭和公園庭球場	昭和町 20-6	函館市住宅都市施設公社 (指定管理者)
	旭岡公園庭球場	西旭岡 2-38	函館市住宅都市施設公社 (指定管理者)
	空港緑地志海苔ふれあい広場 庭球場(ひがし広場)	志海苔町 294-1	田中濠風園・道南園芸コンソーシアム (指定管理者)
	戸井運動広場テニスコート	小安町 525-1	函館市教育委員会
	南茅部市民庭球場	白尻町 327-3	南茅部地域教育施設等管理共同企業体 (指定管理者)

## [公共施設]

区分	施設名	所在地	管理者
サッカー場	函館フットボールパーク (旧：日吉サッカー場)	日吉町4丁目 19-1, 7-1	函館地区サッカー協会 (指定管理者)
ラグビー場	根崎公園ラグビー場	湯川町 3-6	函館市教育委員会
プール	函館市民プール	千代台町 22-25	函館市文化・スポーツ振興財団 (指定管理者)
	南茅部プール	尾札部町 1608-1	南茅部地域教育施設等管理共同企業体 (指定管理者)
弓道場	千代台公園弓道場	千代台町 27-8	函館市弓道連盟 (指定管理者)
アーチェリー場	根崎公園アーチェリー場	湯川町 3丁目6	函館市教育委員会
パークゴルフ場	函館空港緑地志海苔ふれあい広場 パークゴルフ場	志海苔町 294-1	田中濠風園・道南園芸コンソーシアム (指定管理者)
	すずらんの丘公園パークゴルフ場	滝沢町 93	桔梗造園 (指定管理者)
	白石公園パークゴルフ場	白石町 208	マルゼンシステムズ (指定管理者)
	恵山シーサイドパークゴルフ場	高岱町 59-1	桔梗造園 (指定管理者)
運動広場等	根崎公園少年運動広場	高松町 58-1	函館市教育委員会
	見晴公園広場	見晴町 8	函館市住宅都市施設公社 (指定管理者)
	空港緑地高松ふれあい広場	高松町 105-4	函館市住宅都市施設公社 (指定管理者)
	昭和公園多目的広場	昭和町 20-2	函館市住宅都市施設公社 (指定管理者)
	南茅部運動広場グラウンド	川汲 1657	南茅部地域教育施設等管理共同企業体 (指定管理者)
	戸井運動広場	小安町 525-1	函館市教育委員会
	恵山運動広場	川上町 511	函館市教育委員会
海水浴場	入舟町前浜海水浴場	入舟町 22	函館市教育委員会
スケート場	函館市民スケート場	金堀町 10-8	函館市文化・スポーツ振興財団
スキー場	白尻スキー場	白尻町 593-1	南茅部地域教育施設等管理共同企業体 (指定管理者)



---

## 函館市スポーツ推進計画

平成〇〇年〇〇月 発行

函館市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課

〒040-8666 北海道函館市東雲町4番13号

TEL (0138) 21 - 3575



HAKODATE

---



－ 函館市スポーツ推進計画 －